

議長

只今より、本日の会議を開きます。只今の出席議員は11名で、会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、9番鈴木議員、10番大崎議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。各議員からの質問事項は、お手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。4番千葉議員を指名します。4番千葉議員。

4番
千葉議員

4番千葉。通告してございます。移住定住政策について、本日は、与えられた貴重な時間を拝借し、一般質問をしていきたいというふうに思います。平取町も承知のとおり、近年の人口推移を見てみますと、高齢者の人口の自然減少もかなりあるようですが、毎年100人規模の人口減少に依然と歯止めが掛かっておりません。町長も移住定住政策に向けました、様々な事業に今後もチャレンジしていくものと思われませんが、この政策の根底にある問題は、就労世代である若い人達が、平取町にどれだけの魅力を感じて、いかに定着していくのか、具体的で、分かりやすい政策を提示していくことが、大変重要なことかと思っております。町財政との兼ね合いも、もちろん関わってくるものでありますが、例えば、保育料2人目から半額に思い切ってしていくとか、或いは、時期を見計らいながら学校給食費の完全無料化に踏み切っていくとか、或いは、老朽化した町営住宅を格安に分譲していくような方策はないのかとか、それから、今後住宅を建てようとしている人達に対して、改築、リフォームの政策事業はあっても、新築住宅の建設におきましては、優遇策を設けるとか、これは一例ですけれども、そういった大胆な政策も私は必要かなというふうに思っております。他町とは、大いに違った斬新な取組みが必要だと思っております。実現に向けましては、今言った一例の問題を挙げましても、様々な問題点や障害となる課題も存在するかと思っておりますが、今までの行政運営のように、前例がないとか、或いはその実施が難しいとかで簡単に断念せずに、必要とあらば町の部分的な条例改正も視野に入れまして、他町とは、大いなる差別化を図った定住移住政策を打ち出して行く事が、必要だと思っております。職場は、もちろん農林業、基幹産業の町でありますから、現在のところは、限られた職場の数しかございませんけれども、職場は、他の自治体にあっても、住まいは平取町ということで、人口減少に一定のストップを見込めることや、町税を含めて他の税収面の増加も今後期待できる政策だというふうに思っております。自治体運営の基盤である就労人口の定着や移住定住政策の将来に向けた取組みなど具体的な政策を伺っていきたいと思っております。

議長

川上町長。

町長

それでは、千葉議員の移住定住政策についてのご答弁を申し上げたいと思いますが、移住定住対策については、人口の推移にも大きく関わりますので、4点に分けて最初にご答弁を申し上げたいと思います。1点目は、最近における平取町における人口の推移について。2点目には、人口減少に伴う影響。それから、3点目は、これまでの景気対策も含めた移住定住対策の取組みについて。最後に、4点目には、今後の移住定住対策の具体的な考え方と取組みについて申し上げたいというふうに思っているところでございます。先ず、1点目の最近における平取町における人口の推移でございますけれども、このことについては、昨年の国勢調査の結果を公表されましたけれども、道内の総人口も55万7千という事で、前回5年前の調査に比べて2.1%、12万人減となっております。減少幅は、過去最大ということでございます。道内、市町村179市町村のうち、約9割の163市町村で人口が減り続けてございます。当町といたしましても、年々人口減少が進んでおりまして、今回の国勢人口調査の結果、まだ暫定ではございますけれども、5597人ということで、前回の5年前に比べて576人、9.6%の減となっております。このことは、年間平均で約100人強が減少していることになりまして、この状況が続いた場合、10年後の2020年には、当町の人口は4500人台まで減少し、過疎化が一層深刻な状況になることが想定されます。人口減少の要因としては、人口推移から当町の出生者数については、年間約40人前後であるのに対して、死亡される方は、年間70人ということで、そこでも約30名の自然減でございます。また、転入、転出の状況でありますけれども、転入者が年間約230名前後でありますのに対し、転出する数は、年間300というような事で、その差が約70名というような事で、合わせますと約100名強が減少してございます。また、65歳以上の高齢者割合が、平成20年の10月1日現在で、28%となっております。少子高齢化が進展しているのが、現状でございます。2点目は、人口減少に伴う影響であります。人口減少が進展していきますと、行政のあらゆる分野に悪影響を及ぼします。一例としては、人口減に伴う行政コストの高騰、また自主財源であります町税の減収がございまして、さらには、少子化に伴う学級減及び保育所入所数の減、更には、人がいなくなることによる購買力の低下等々により、更に、人口減への拍車、そしてまた地域のコミュニティー活動の困難など、あらゆる分野に影響が出てまいりまして、本当に町政の衰退が想定されるところでございます。3点目は、これまでの景気対策も含めた移住定住対策の取組みについてでございますけれども、そういったことに対して、これまでも先輩方が、今日までなにもせずに手をこまねいていたということではなくて、長い歴史を振り返ってみますと、平取高校の全日制の転換、或いは道立養護学校の誘致、或いは各老人福祉施設の設置、更には木材、林業の誘致、また紫雲古津のすずらんの里のニュータウン、或いは新規就農者の導入、或いはふるさと親子留学と色々な定住対策を講じているところでござ

います。そういった中で、私も町長に就任して約2年8ヶ月が経過しておりますけれども、この間には、平成20年にアメリカで起きた金融危機に端を発した、世界同時不況を引きずりながら、今日の日本経済はやや持ち直したとはいえ、特に北海道については、景気が非常に低迷し、地方経済においては、疲弊する一方であります。また、一昨年は、歴史的政権交代がございまして、公共事業は毎年大幅に削減されてございまして、本当に地方は、停滞する一方でございます。このような中で、多くの町村がそうでありますように、平取町におきましても人口減少に伴う過疎化、少子対策、少子高齢化が急速に進んでいるところでございます。この人口減少の問題については、非常に私も危機感を持ちながら、これまで様々な取組みをしてきたところでございます。特に、1点目は、基幹産業の農林業の振興ということで、これまでの政策を継続しながら、後継者、新規就農者の参入の受け入れを強化しているところでございます。特に、新規就農者の受け入れについては、平成9年から本格的に始まって、13年が経過してございます。その間12戸、新規就農、研修生も含めて45名の定住人口が増加してございます。今後、農業者の高齢化、担い手不足が進む現状において地域農業振興に大きく成果を挙げ、貢献をしているところでございます。さらに23年度におきましては、2家族8人が新規参入者として、受け入れが決定をしているところでございまして、農業振興対策の一環ということで、後継者対策、或いは新規就農の参入に今後とも力を入れてまいりたいというのが、1点目でございます。それから、2点目には林業についても、地域林業の担い手育成のために、緊急雇用の創出事業ということで、ふるさとの森づくりを委託、国の交付金をいただきながら、現在3名の雇用創出対策の促進にも努めてございます。また、3点目には、移住定住にも期待をしながら子育てにやさしい町づくりということで、子育ての支援医療費助成事業、児童館運営事業、すこやか赤ちゃん誕生祝金支給事業、或いは放課後子ども教室開催事業などを実施しながら、他町にない取組み等も導入し、自然豊かな環境の中で、子育てを進めていただきたいというふうに考えて、結果として多少ではありますけれども、移住にも繋がっているところでございます。それから、4点目には、昨年には、平取町外衛生施設組合のリサイクルセンターが稼動してスタートしておりますけれども、ここには11名の新たな雇用の場が確保されたところでございます。また、5点目には、町としても非常に雇用情勢が悪いというような事で、緊急雇用対策として、町民の生活向上のために配慮しながら臨時職員の緊急雇用、また、アイヌ文化と地域産業の連携担い手育成事業、更には、平取ダムの地域文化調査業務、イオル再生事業そして、現在行われております町有林の枝払い等々を含めると、約100名を超える雇用対策を講じているところでございます。また、6点目には、雇用の確保にも貢献している、建設土木業についても、配慮しながら景気浮揚対策を講じてございまして、国の地域活性化、経済対策臨時交付金事業の活用等によりまして、これまで、ハード、ソフト事業など積極的な町づくりに挑戦をしてきたところでございます。今後

とも、移住定住対策については、抜本的な対策を中長期展望に立って講ずる必要があるというふうに考えてございます。しかし、ある程度の人口増や就労機会増のために、就労には、企業誘致がもっとも有効でありますけれども、当町の立地条件或いは、経済情勢を考える時に当町に企業誘致することは、現状では非常に難しい事であるというふうに考えてございます。従いまして、一気に人口増を図るのは、難しいわけではありますが、今の人口減少を先ず、抑制しながら過疎化の進展をいかに抑えるか最優先に考えていかなければ、ならないというふうに考えているところでございます。最後に4点目に、今後の移住定住対策の具体的な考え方と取組みについて申し上げたいと思いますが、今後の町づくりについては、政局も大変混迷をしております、また依然として続く景気低迷の中で、先行きが本当に見えないというか、不透明の中で、平取町を取巻く環境につきましても、ますます厳しさを増してございます。昨年、一年掛けて町民で構成する総合振興計画の審議会の下に、第5次の総合計画後期5ヵ年実施計画が答申をされたところでございますが、この計画の中に移住定住対策を含めた事業が、盛り込まれているところでございまして、そういった意味では、大変重要な5年ではないかというふうに考えているところでございます。ただ、いくら魅力のある環境を整えても本当に雇用の場がなければ、移住定住に繋がってまいりませんので、雇用対策も含めて取り組まなければならないというふうに考えているところでございます。具体的には、これからの町づくりの中長期展望としては、1点目は、やはり今後の平取町の産業振興含めた町づくりではないかというふうに考えてございまして、基本的には、平取町の基幹産業である農林業の発展なくして平取町の発展はないというふうに思っております。特に、農業については、施設野菜、肉牛等による生産が確実に増えまして、複合経営が定着しております。しかし、農業者の高齢化、或いは後継者問題など多くの課題も抱えておりますので、町農協、関係機関との十分な連携を図りながら今後とも担い手育成並びに新規就農の受入れに重点をおかなければならないというふうに考えているところでございます。前段申し上げたように、新規就農対策については、現在12戸、45名の定住人口が増加しております。生産額についても2億円弱の優秀な成績を上げているところございますので、新年度も既に2家族8名決定しております、次年度以降も順番を待っている状況にございますので、今後とも農業は町の基幹産業でありますので、新規就農対策、或いは後継者のUターン、積極的に取り組んでまいりたいと思います。2点目には、平取町は面積の82%が森林でございます。こういった恵まれた森林資源と豊かで美しい自然が残されております。これは、平取町の唯一の財産ではないかというふうに考えてございます。国土保全、水源涵養、或いは地球温暖化防止、生物多様性の保護に十分配慮した上で、植えて、育てて、切って、また植えるという森林の循環型の森林経営によりまして、林業を生業につなげていくことが大切だというふうに考えておるところでございます。また、バイオマスエネルギー導入、或いはカーボンオフセットの運用、

森林療法などの可能性を研究しながら地域の雇用を作り出すことにも努力してまいりたいというふうに考えてございます。それから、3点目には、平取町で現在町独自の、先ほど申しましたが、子育て支援を実施しております。少子高齢化の抑制及び町税の自主財源の確保を図るためにも、就労者いわゆる担税力のある方々の人口を確保することが重要でございます。そのためにも、これまで実施してきました施策に、さらなる施策をプラス、加えて、本当に他町にない子育て支援の充実を図りながら、本当に子育てにやさしい町、また、子育てにお金が掛からない町を前面に打ち出しながら他町からの転入者の促進、平取町からの転出を抑制するための施策を検討する必要があるというふうに考えてございます。4点目には、建設土木業については、やはり雇用にも大きく貢献しておりますので、地元企業最優先した公共事業の創出も必要というふうに考えております。しかし、国、道の公共事業が縮減されまして、建設業、或いは雇用の影響、最小限に抑えるためにも企業等のソフトランディング対策によりまして、その経営の体質の強化はもとより、新分野進出、或いは経営の多角化への一層の取組みが必要となっておりますので、これらの課題に解決に向けた新たな取組みにも努力をしなければならないというふうに考えてございます。5点目には、新たな観光産業についてでありますけれども、平取町は高規格道路も日高町まで開通して都市の距離も近い立地条件にございますので、平取町の4大イベントであります、春のすずらんまつり、夏のチプサンケまつり、秋の沙流川まつり、冬のPKグランプリによる交流人口の拡大を図るとともに、古からあるアイヌ文化そして新鮮な農産物そして豊かな自然との組み合わせにより、どんどん平取町に来ていただきながら、平取町の良さを知っていただいて、移住定住に繋がるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。6点目には、新年度から新しい取組みということで、総務省の事業であります、地域おこし協力隊事業がありますけれども、これらを活用しながら、都市から若者の協力隊員を募集する計画でございます。町民の生活支援サポート、或いは地域行事への応援など、地域活動に参加してもらいながら、地域力の維持、強化を図って最終的には、定住に繋げてまいりたいというふうに考えてございます。最後になります。7点目には、その他にも総合計画後期5カ年計画の中で、計上しております分譲宅地、或いは短期滞在型体験事業、或いは福祉施設のグループホーム等の整備、拡充等により移住定住並びに雇用の場の確保を図ってまいりたいというふうに考えてございます。また、千葉議員が一例として取り上げた斬新な取組みについても、それらを参考にしながら、今後、思い切った対策について内部で十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、最初の答弁に代えさせていただきます。

議長

4番千葉議員。

4番

今、町長の方からも過去に取り組んできた事、良い事はどんどん、どんどん受

け継いできているわけですし、川上町長に代わってからも、他町にはない取り組みということで、一生懸命やっつけてこられてることも承知をしております。私がなぜこの移住定住政策、実は、半年ほど前からこの一般質問、どのタイミングで、切り出したら良いのか私も相当熟慮しながら、長い時間を掛けて私も相当資料集めたり、他町の方に伺って色んな他町の様子を聞いたり、私も私なりに勉強をしてきたことであります。なぜ私がこの一般質問に踏み切ったかという、最大の理由は、実は、あの中道町政時代の初期の頃なんですけど、1回だけ中道町長、前任者の中道町長にもですね、人口問題に触れたことあるんですね、公の場で、その当時として実は7千人規模の人口が非常に平取の自治体運営にとっては必要なことだと、これは是非守っていきたい、様々な努力、政策をしなくちゃいけないよという事を、実は、言及されたことがあるんですよ。私も色々調べてる中で、実は1975年当時、人口が9330人ほどおりました。2011年、5600人前後ということで、端的に言って3700人ほど人が減っている。本当に36年間経過して3700人ですから、実は先ほど冒頭に申し上げたとおり、年間100人強の人が町を離れていく或いは、高齢で死亡された方も含めてそんな状態になってるということなんですけども、去年の実は実績データをちょっと調べてみました、出生者、平取町で生まれた人の数、おぎゃあと生まれたのが1月から12月までのデータなんですけど、39人おります。亡くなった方70人ほどいて、31名が自然現象というんですか、出生率を含めて、出生者を含めて、差し引いたらそういう形になるんですけども、その他毎年、例えば高校卒業されて、他町で働くよ、住民票移動するよという方も、もちろんおられるであろうし、それ以外仕事を求めながら、町を離れていった方も含めて、60から70人ほどいるというのが、今の平取町のおかれてる現状であります。本当に危機感というか、非常に感じているのは、実は、5千人の人口切っていくと、どういった現象が起きてるのかってことを大学の先生はじめ、色んな方、研究されてる方いるんですけども、近間では、北大の金子教授が、新聞にも出たことなんです、5千人を切ると端的に申し上げて、買い物や、交通機関、医療など地域の基本的機能が失われていく傾向にあるというのが、これ、どの大学の先生も苦言を提していることであります。それと、去年、国勢調査の話先ほど町長からありましたけれども、北海道の自治体数の37%に当たる66の市町村で、5千人を下回る結果となったということなんです、要するに5千人を下回る自治体が、66市町村でそういった現象が起きてる、これは、我が町だけの問題ではない、全国的な地方の人口減少の問題というのは、根深いものがあるかなというふうに思っております。北海道が、その典型的な地域かなというふうにも思っておりますけれども、この金子先生、何を言ってるかということ、実は、その人口減少というか、自治体機能を失わせないためには、何が必要かということは、これから子育てしていく人たちの、若い人達の子育ての環境を整えていくことが、先ず基本にあり、大変重要なことだというふうに、その金子先生は言っています。それと、冒頭

に町長の最初の答弁にありましたとおり、それと農林業、それから建設業含めて、まずは、一次産業の強さを活かしていくことが、これも大変重要であるということを提言いたしております。道内でも様々な自治体の方で、様々な取り組みが行われていて、結果として、中々人口増加には繋がらない、増加をしなくても、横ばいにもなっていないという自治体が大半であることは、私も承知をしております。じゃあそこに何が原因があるのかなということに当然なってくるわけなんですけども、例えば、子育て支援一つにとりましても、私は、平取町独自の政策も含めて、大変ユニークな事もやっていっている。それから、平成11年にありました、紫雲古津のすずらんの里ニュータウンですか、27区画の分譲がスタート実は、平成11年にしてるんですね、それも非常に好評の中分譲が終了して、10年経つと土地も自己所有になるよということで、既に18戸くらいの方が、もうその手続きを完了するのではないかなというふうに言われております。1つここで、質問の的を得たことを伺っていきたく思うんですけども、まず、宅地分譲、これ振興計画の中でも実は、事業計画されておる項目で、大変興味を持って私も見ておりますけども、まず、具体的な、これから先の計画ですから、今現在の範囲でどのような分譲の方法を予定しているのかということも伺っておきたいと思えます。それから、前例として、先ほどすずらんニュータウンの話でたんですけども、私は、なぜこの事業、その平成11年にスタートして、好評の中進んでいくのに、一時停滞しちゃったのかな、本来であれば、私は、継続的に分譲に関わることは、やって良かったのではないかな、例えば、平成11年にスタートして、5年刻みぐらいで、新たな分譲地を造成していく、模索していく、その継続的が、なぜ、なされなかったのかなということが非常に私一つ疑問であります。改めて後期5カ年の総合振興計画の中でも宅地分譲がうたわれておるんですけども、その分譲の方法或いは、分譲に至るようなその中身のその何っていうんですか、どのようなニーズが今現在あるのか、その分譲地の選定とか、建築条件含めてどのような取り組みをしていくのかなということが一つ伺っておきたいと思えます。まず、その宅地分譲について、将来構想含めての考え方を伺いたいと思えます。

議長

川上町長。

町長

それでは、お答え申し上げたいと思えますが、分譲宅地の今後の具体的な計画でございますけれども、23年度におきまして、分譲宅地造成における調査の測量費用、予算計上しております。平成24年に平取町の二風谷の町有地に10区画、150坪程度を整備しながら、他から入ってくる移住、更には地元に住定住していただく方のための対策を講じていきたいというふうに考えてございます。また、後期5カ年計画の中では、あと2箇所程度、計画をしておりますが、移住定住促進の起爆剤にしたいと思っておりますが、二風谷以外のところについては、これから町有地の関係だとか、色んな事を模索し

ながら対応してまいりたいというふうに考えておりますし、更に先ほどから申されているように、この宅地分譲においても、子育ての世帯の移住促進も見据えて、検討していくことが考えてございまして、例えば、1区画の面積、価格単位についても、幅を持たせながら検討する必要があるのかなというふうに考えているところでございます。それと、後段に申ししておりました、紫雲古津のすずらん団地のニュータウンの関係であります、27区画整備をした時、整備をしたわけでございますけれども、本当に奇抜な、斬新な形で、本当に10年住むとただで差上げますよということが、非常にインパクトを与えて、全国からそういったことで、集まっていただきまして、抽選で決めて現在27区画、全て埋まってございまして、平成11年でありますから、ちょうど平取町の100周年記念の記念事業というようなことで、やった経過がございます。そういったことで、現在は10年経過して、それぞれ自分の土地になったというような形の経過がございます。それで、当時は町の第3期の山村の特別対策事業ということで、国の補助金、或いは過疎債を適用しながら、あまり町が持ち出しをしないような形で、補助制度を導入しましたけれども、同じような形の補助制度が中々ないというようなことで、現在まで、そういう、中々進まない、いい政策なんだけど進まないというような状況がございましたけれども、これまでの人口減少の状況から見ましたら、やはりこれはなんとしても分譲宅地造成をしながら、そういった定住移住に努めなきゃならないというようなことで、この後期5ヵ年計画の中に入れさせていただきました。また、具体的などういう取り扱いをするのか、単価の関係だとか、そういったものについては、どうしたらそこに家を建ててもらえるかということについては、具体的にこれから更に詰めてまいりたいというふうに考えております。そういった面では、今年、調査、測量、設計ということでございますので、1年十分かけてどういう形が良いのか、すずらん団地のような形が望ましいのかどうかも含めて、十分検討してまいりたいというふうに考えてございますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

4番千葉議員。

4番
千葉議員

あくまでも、振興計画のこれからの事でございますけれども、しっかりと今ということが望まれて、どういったお客さんがいるのかなってことも、随分多様化しています。他町での取り組み、私も調べてみましたら、決してその定年でリタイアした人だけが住みたいとか、そういう問題でもないし、今先ほど一般質問の一番最初に言ったとおり、実は、勤め先苦小牧ですよ、或いは静内ですよ、或いは札幌ですよ、日高自動車道が開通して非常に紫雲古津のすずらんニュータウンに住まわれてる方、非常に利便性が良いという意見もありますけれども、もう一つのニーズっていうんですか、多様化している中で、実は、本当にそういった交通のアクセスもたいした関係ないよと、本当に山の中で、例えば登山

を楽しみながら、畑をつくりながら、或いはヤマベ釣りをしながら、そういったことで、仕事も出来るだけ夫婦二人して農業中心に、奥様はアルバイトでもいいと、旦那さんは、例えばの話ですけども、他町で仕事をもっているのかとかこの平取町に住みたいよ、そういう環境をやっぱり提供していくのが、これから宅地の分譲含めて、求めていく人達が沢山出てくるのかなというふうに思っております。それで、一般質問の最初に言った、新築住宅にも是非、光を当ててもらいたいということなんですけども、実は、その話で、ずっと資料ためてたら、たまたま、この間も新聞で浦河町ですか、新築、増築自宅を補助という事で、19日の新聞でちょっとリアルタイムで驚いたんですけども、住宅のリフォームに関わること、もう既に事業化してまして、そっち方は一生懸命取り組んでくれてると思うんですけども、なぜ、新築にもということとは、やはり地元の建設業、特に建築をやられてる業者の方、段々、段々減ってきてるんですけども、先ず一つの条件としては、地元で、やっぱり建設業者を使って、100%メイドイン平取の住宅を建ててくれた場合、行政としても助成をしますよ、或いは一時金として、例えばの話ですけども、30万一律どうですか、それでもかなり違うと思うんですね、土地の購入も例えば、振内辺り、私の住んでる振内辺りは、大体坪当たり1万前後くらいの土地がほとんどで、国道からちょっと入るとですね、それぐらいの値段になってるってことで、国道ぶちでも2万円前後、坪当たりの単価が2万円前後かなっていうそんな情勢ですから、例えば初期の土地の購入に当たって100%そのメイドイン平取の業者さんを使ってやってくれたら補助するって場合は、非常に新築を求めている若い世代の人達含めて、非常に助かるのかな、それと、地元の企業の活性化にもつながっていくのかなというふうに思っておりますので、このことは、是非前向きに検討していただきたいというふうに思っております。それと、公営住宅のこともちょっと触れておきたいと思います。実は、ちょっと調べてみましたら、公営住宅3地区なんですけれども、本町地区、紫雲古津から二風谷含めての本町地区で、管理戸数が232戸あって、入居戸数が226戸で、空き家が6戸、非常に入居率が高いというんですか、定着率が高くて6戸しか今のところ空き家がない。貫気別、これも48戸、ペナコレから貫気別全部その地域含めて、48戸あるんですけども、そのうちの43戸入居している、5個しか空き家がない、これも非常に高い入居率で保っているわけです。問題は、振内なんですよ、振内地区、これはもう長知内から振内の市街全域含めてのことなんですけれども、管理戸数が132戸あって、入居戸数が88戸、っていうことは空き家戸数が残り44戸も出てきてるんですね、44戸をなぜこれだけ空き家が出てくるのかというのは、当然、現地を見たら一目瞭然、昭和40年代初頭のものも含めて、要するに古いんですね、入居したくて、例えば、鍵を開けて中を見たら、もういいですってすぐ閉めたくくなるような住宅がほとんどでございます。一定の補修とか、修理をしながら入居して下さいという方法ももちろんお勧めの方法としてあるわけですけども、私は、この振内地区の空き家戸

数44戸、これはなんとかしないといけないなっていう立場で、物事を考えて見ますときに、どうでしょう思い切って格安で、自分で好きなように直すから譲ってほしいという町民も中におります。特に、ある程度の高齢になってきて、もともと住んでいる家が結構雨漏りしたり、床を張り替えたり、或いは外壁直したり、或いは台所の水周り直したりするのに非常にお金が掛かると、それと、じいちゃんとばあちゃんと二人だから、もう狭くていいんだよという人達のニーズも多分私は、この公営住宅をもし格安で、分譲して自分のものになるっていう形が、もしとれるという前提ですけど、あれば、非常に私反響あると思いますね。古い空き家44戸、残ってる。いずれは、私取り壊しの方法しかないのかなと思ってますけども、基礎工事含めてもともとが、昔の住宅火山灰ブロックっていうんですか、で出来てて、外壁といわゆるその床の基礎の部分だけがしっかりしてる、ところが建具がくるってる、よ或いは屋根も張り替えないとだめだよ、内装も傷んで床もへこんじゃってるよ、そういうところが、もう大半ですので、ところがそういう形で残って、まだまだ使えるということであれば、直して入居して家賃を払って何千円か町に収めるよりも、自分の物にしたいっていう方、実はいるんですね、町長、このことは是非調査してもらいたいと思ってます。壊すのであれば格安分譲、私はこの方法も一つの選択肢かなと思ってますので、是非、このことは、前向きに取り組んでもらって、出来る限り空き家として残すような方法とらないでほしい。それと、新規就農とか、例えば研修に来ている人達の住宅、いつも振内地区も相当、悩みながら来ている、それから、ふるさと親子留学でも、ログハウス棟数が3棟ということで、大分活用はしてきてるんですけども、様々な条件含めてこの古くなった公営住宅、空き家の戸数含めて、再度調査をかけていただいて、是非、活かせる方法を取り組んでいただきたいというふうに思っておりますけども、その2点について、新築住宅の関係と公営住宅の関係について、答弁を求めます。

議長

川上町長。

町長

それでは、申し上げます。1点目は、滞在型、ちょっと暮らしの事業でございますけれども、短期滞在というようなことで、山の中でもそういう方いるよということで、豊糠もやっておりますけれども、昨年から実施してまして、今年度も23年度は、職員住宅2戸を改修しながら移住定住に繋げていきたいというふうに考えているところでございます。それから、2点目は、新築住宅建設時の優遇策の関係でありますけれども、平成22年度から平取町も、これは思い切って住宅リフォーム促進事業というようなことで、40万上限で2分の1ですから80万であれば40万あげるよというような形で、10戸分400万予算計上したところ、これも大変な好評がありまして、総体事業では40万もらえるんだから、100万、150万掛けて直しというような形で、総体事業費では、約2千万、約5倍の波及効果を得ているそういう住宅リフォーム促進

事業、これを、今現在実施しております、更には地域の森林木材産業の安定化を図るために地域で生産された木材を、地域で消費する地材地消の取組みと
いうようなことで、カラマツ材の利用促進事業補助金も実施をさせていただきます。
そういったことで、既存の補助制度も実施しながら、千葉議員からご質問
のあった、住宅の建設時にですね、奨励金を特点として出す方法も、これも一
つの方法ではないかっていうふうに考えてございます。しかしながら、子育て
支援から、住宅から色んな形で、現在色んな補助制度を使って、町の活性化に
努めてございますので、財政的なこともございますので、スクラップアンドビ
ルドの考え方も導入しながら、内部で十分検討させていただくに値するものか
なというふうに考えてございますので、ご答弁を申し上げておきたいと思いま
す。それともう1点は、町営住宅の格安分譲というか、そういうことについて
のご質問だと思いますけども、町営住宅の処分につきましては、木造住宅であ
れば、耐用年数約30年経過しておりますと、町の判断で行政財産から普通財
産に切り替えて処分が出来ます。現在、町営住宅の空き家戸数が、全町で53
戸というふうに押さえてございまして、そのうち築40年を経過して使用でき
ない32戸ありますので、実質は21戸というようなことで、空き家になって
いる状況にありますし、特に振内地区については、そういったことが、顕著に
見られるというふうに考えておりますので、いずれにしても周辺に影響がなけ
れば、これは、処分しても構わないことかなというふうに考えてございます。
今後は、この町営住宅ばかりではなくて、職員住宅、或いは教職員の住宅の有
効活用、また、民間住宅の空き家情報も、そういったことで何らかの方法で把
握をしながら、町民はじめ、移住対策に活用することが大変重要ではないかと
いうふうに考えておりますので、ご答弁に代えさせていただきたいと思いま
す。

議長

4番千葉議員。

4番
千葉議員

そうですね、民間住宅も含めて空き家の情報も当然必要ですし、移住定住って
一口に言っても様々な条件がないと、中々住んでももらえない、移住してもら
えないということも、承知はしております。ただ、基本的に一つ一つやってきて
いる事業を検証しながら、私は進めていく考えの中で、私をご提案申し上げて
いるようなことも、是非、将来必要になってくることだというふうに思ってい
ますので、本当に真剣に取り組んで考えていってほしいというふうには思っ
ております。特に、冒頭に申し上げた5千人を切っていくと本当に色んなところ
に障害が出てくるということで、本当に心配なことでありますけども、人口増加
なんて私実には実現できることは非常に本当に難しいことだけでも、ただ5千
人を切らないような政策を考えていくことは、基本的に私は可能かなという
ふうに強く思っていますので、町長もその辺のことは是非、踏まえて、特に国保病
院の存続とか、色々あるわけですね、例えば福祉施設も含めて、色んなところに

障害をきたす、保って行くことが本当に難しくなっていくこともありますので、真剣に捉えていってほしいというふうに思っております。それと、1点、最初の一般質問の中に出た、その保育料のことなんですけども、他町でも色々取り組みしてる中で、この中々思い切った政策が取れないというところも、私は、財政の中で難しい面もあるのかなというふうに思っておりますけれども、一つは、保育料、現在町内に4箇所の保育所と、2箇所の季節保育所あるわけなんですけども、平成22年度の段階では、季節保育所含めて161人、常設の保育所だけで129人という数字出てますけども、実は来年度ガクッと減りまして、105人ほどになってくる、数字が出ております。子育て支援、例えば、町長就任されてからすこやか赤ちゃんお祝い奨励金、これも一つの何て言うんですか、非常に子育てしていくうえでは、出産をしたご夫婦たちにありがたい政策だと私は、決して否定はしませんけども、じゃあ逆に言うと、そのお祝い金をもらえるために子ども3人、4人生むのかなって、そういう政策でもないな、実は私そういった気はしております。そのことが良いとか、悪いかじゃなくてお金の使い方として、2人目の子どもが保育料半額になるよ或いは、その3割安くなるよ、7割安くなるよというような、極端に言うと2人目はお金掛かっても3人目ただにしますよ、これは、極論ですけども、例えばそういった政策も挙げていくことが、まだ、平取町は色んな見直しをしながら、お金のやりくりをしながら、可能な措置かなというふうに私は考えております。この限られた100人足らずの保育園児でございますけれども、その子どもを育てております親御さんの立場を考えて、平取町の子育て支援これだけ素晴らしいものがあるよ、医療費も中学生以下は金券に振り替えて、事実上お金が掛からない、これも素晴らしい平取町の取組みというふうに思ってますけども、大胆な改革ということは、私は、踏み切っていくものが一つでももし、近い将来あれば、私は、この保育料含めて、保育園児の保育料金、将来的な考え方として、町長はどのように考えてるのかなというふうに私は思ってます、本当100人前後これからまだまだ減っていく可能性もあるんですけども、平取町に住んでて本当に子育て大変なのは分かってます。特に、保育料の問題実は、決して安くないなと思ってますし、捉え方として、先ずは基本的に保育料の捉え方どのように考えてるか町長から伺っておきたいと思います。

議長

川上町長。

町長

保育料の関係の軽減措置の関係についてご答弁申し上げますが、結論から申し上げます、既に保育料の関係については、間接的な補助でありますけども、約1千万ほど保育料の軽減措置を実施してございます。これは、ずっと継続をしてきてございますが、直接お金が本人のところへ行かないので、中々それが十分周知されてない部分もあって、国がこれだけ取りなさいというところから、平取町では、それぞれ所得階層に応じて削減をして保育料をそれぞれ決め

ているというような考え方で、現在は約1千万を超える保育料の軽減措置をしてございまして、そして、2人目は半額、それから、3人目は保育料は無料ということにしてございますので、これを更に負担軽減については、これは財政的に難しいかなというふうに考えてございます。それで、特に私思ってるのは、やはり子ども達にやさしい町づくりを積極的に取り入れながら、他町にない差別化をしてまいりたいということで、考えておりまして、今、子育ての支援の医療費の助成事業、或いはすこやか赤ちゃん誕生祝金事業、或いは児童館的なことも取り組んでおります、更には、新年度から小児ワクチンの関係、ヒブワクチンの関係も全額公費で負担をしますけれども、これに、私は満足してるわけじゃなくて、更に何を施策としてプラスしたらいいのかということを常に頭の中でよぎっております。それは、やはり迷うというか、やはり非常に財政的なことも一度やるとこれ中々2年で止めますとか、1年で出来ませんということになりませんので、1案としては、やはり先ほども言いましたように1例ではありますけれども、子育ての世代に職員住宅だとか、教員住宅の空き家の住宅をこれを一部改修して、本当に低価格で貸し出すとか或いは、若い力を平取町へ移住定住してもらうために、思い切って子育ての世代の定住促進住宅を建設するとか、本当にここに雇用の場がないんで、本当に紫雲古津だとか、あそこは、まだ高規格道路が出来てない時ですけども、出来るという想定のもとに、職場は平取になくても、苫小牧であっても、隣町でも、通勤圏というようなことで、やっておりますのでそういう形で、国の補助金を貰うと色んな制約がありますので、本当に思い切ってそういう既存の住宅を使う、或いは思い切って子育てのそういう住宅を促進住宅を建設する、色んな事が頭を巡らせておりますけれども、いずれにしても財政的に限られた財源でございまして、やはりどうしても選択と集中の中で、何を最優先するか、そして効果的な財政的な見直しをしながら、今後思い切った形で、取り組んでまいりたい、そういうふうに思っておりますので、ご答弁に代えさせていただきたいと思っております。

議長

4番千葉議員。

4番
千葉議員

町長、何やるんでも、やっぱりもととなるのはお金だというのは、私も重々承知しておりますし、何もかにもというわけにもいかないというのも、それと一度始めたら、町長大変大事なこと言ったんですけども、ずっと継続していかなくちゃいけないということも、これはもう当然のことだなというふうに思っております。中々、一つ始めた事は、断ち切れない部分っていうか、断ち切っていく難しさというのものもあるのかなというふうには、理解しております。ただ、私も過去に一般質問してきた中で、一つはその、もう何年か前なんですけども、答弁、確か泉沢産業課長の時代だったと思うんですけど、ブロードバンド、光ファイバーの設置が町の振興、発展にとって非常に大事だよ、何とかならないのかってことを実は一般質問で言ったことありまして、その当時の答弁は、数

億の費用が掛かって中々簡単には進めることは出来ないということのご回答
いただいていたわけですが、今回、何て言うんですか、いつも補欠だった
バッターがホームラン打った様な感じで、国費を補助金を頂て、ほとんど町の
持ち出しがないまま光ファイバーの埋設事業、ブロードバンドの整備というこ
とが、実現に踏み切ったわけですが、本当にリアルタイムで地上デジタル
の放送も含めて、そのテレビの視聴が出来ないという地域もそのことによつて
解消される。それから、医療機関とか、福祉機関、行政機関だけでなく一般の
事業所にとつても非常にブロードバンドの整備によって、今後の事業展開にも
大きな幅が出てくるということで、大変良かったなというふうに思っております。
それと、先ほどちょっと触れた実践農場のこともそうなんですけど、新規
就農者の関係なんですけども、実践農場におきましても、実は、この前私一般
質問で言って、紫雲古津のみならずやはり上地区の振内、岩知志、含めて一つ
必要ではないのかなということも、実は、一般質問で言ったことも、何とか今
回の事業の実施計画の中で、振内にも新規の実践農場が実現するような予算措
置が考えられてるということで、これも本当に良かったかなというふうに思っ
ております。よく財政の話にどうしてもなるんですけども、私は、例えば、基
金を含めてどのようにお金を使われていくのか、私基金が減ることが決して悪
いことだなんて実は思ってません。それが、投資であり、将来にどのように活
かされていくか、町民の判断もあるんですけども、かける事業費によって、平
取町の将来にとつて非常に好ましいことだよと、将来において投資をするんだ
よということ、町民の方々も概ね私は認めていただけることかなというふう
に思っておりますので、今現在20億ぐらいの基金がありますけども、予算措
置の穴埋めだけでなく、新規の本当に新規の将来にわたって平取町にとつて、
ああ良かったなと、10年先、20年先に思えるような思い切ったその財政の
使われ方も私は、必要かなというふうに思っていますので、今まで申し上げたよ
うな事業含めてしっかりと取り組んでいってほしいというふうに思っており
ます。それで、ちょっとインターネットのこと、ブロードバンドの話も出たん
ですけど、触れておきたいなというふうに思っております。実は、先ほど北大
の金子先生の話が、私の方から申し上げましたけども、人口減少というかその
町の産業の活性化も含めてなんですけど、取り組んでる自治体、沢山実はござ
いまして、失敗とは言わずとも減ってきた人口が横ばいになってる、或いは微
増で少し折り返し地点を向えてる、増えてるよという自治体も実は、探せば北
海道もそうですけども本州の方も沢山あります。それは、どういう事かとい
うと、これも5年、10年、20年というふうに段階的な計画をきっちり続けて
きた成果だというふうに思っていますので、ですから私はずらんニュータウンの
話、平成11年と先ほど言ったけれど、なぜ継続、難しい色んなその財源のこ
とも含めて難しい面もあったと思うんですよ、補助金の関係とか、ふさわしい
メニューがなかったとかって、そういうのもあるっていうふうには思うんです
けども、やはり、一つヒットしたことは、やはり継続的に捉えて、やっぱり事

業化していく、これはやっぱり継続してく、お金掛かっても継続していく、このことによってある程度の人口減少が阻止出来る。それから、平取町に住んでいただける世代が増えてくということに繋がりますので、その辺も注視して、行政としてしっかり取り組んでもらいたい、それで、色々見てみましたが、ちょっと一つ北海道移住促進協議会というのがありまして、そのホームページ開いたら北海道移住促進協議会のこのホームページがこのように出てきますけども、多分町長の方としては、まだ途中段階事業の計画段階にあるのかなと思っておりますけども、これ、道北圏とか、道央圏のA、B、それから道南圏、十勝圏、それからオホーツク圏、釧路、根室圏と分かれてあるんですけども、日高管内では、合併した門別と日高が合併した日高町、それから新冠町、新ひだか町、浦河町、この4町がこの北海道移住促進協議会に加盟して、すぐ表ページからそちらの町村の取組みのページへ行くことが出来る。それだけなんていうのか、注目してこのページを見ていただける人が多いのかなと思ってますので、是非、平取町も一早くこういった道央圏Bに当たるんですけど、胆振、日高は、こういったところに是非登録していただいて、促進協議会の参加を促したいというふうに思っております。近隣の町村も実は、ちょっと調べてまいりましたけれども、この北海道の関係で移住促進協議会、実は、豊糠の情報がちょっと入っていけば日高振興局のページから入っていく事が出来るんですけども、まだ、全体的なことを含めてすずらんニュータウンのことは、おそらくもう過去の話で、誰も成功例として思ってる人が少ないんじゃないんですかね、ですから、私はそういったとこ、どんどん、どんどん写真に載せたり、或いは成功事例として載せたり、どんどん町はやっぱりアピールしていく必要があるのかのというふうに思ってますので、是非、促進協議会、北海道移住促進協議会注目していただきたいというふうに思っております。それと近隣の町村調べてきました、実は先ほどの金子先生、伊達辺りは非常にまだ種を撒いてる最中なんですね、まだ、花咲くか、どうか、これからのことなんですけども、気候風土もいいし、近くに国立公園もあったり、それから果物とか、様々なものが、本州と変わらず出来るような地区ということで、伊達市が非常に移住定住の町として、当然人口規模も、自治体の環境も違うんですけども、注目されている自治体の一つかなというふうに思っております。それから、ここもちょっとまだ申し上げるまでに至っていないのかも知らんですけども、実は、隣町というか厚真町の例、データもちょっと見てみましたが、厚真町も実は一生懸命取り組んでおりまして、分譲地のご案内というページにいきますと、ルーラルビレッジ、それからハートフルタウン、それからパークタウン新町、それからみのり野と、4地区をその定住移住の促進地域として一部もう既に造成して実際に家建てられて住まわれてる方も数件ございまして、まだまだ、原野というかその緑だけしか見えない道路と、下水道の整備がされて、まだ、これからかなという感じはしてるんですけども、取り組み方が一生懸命ですね、本当に是非、多分色んな職員の方、パソコンに精通している方もいて、

色々な情報もらって、こういう取り組みやってるんだなという方も、町職員の中でも沢山いるかなというふうに思ってますけども、伊達市は、もういきなり地区計画ガイドというのがでてきまして、プライムヘルシータウン地区、こういったことで分譲の具体的な地図も造成終ってここがまだ空いてますよ、こういう区画で建物の用途の制限はこのような条件になってますよとか、情報発信も既に具体的にやっております。平取もですね、是非、今後の造成宅地分譲に当たっては、具体的な資料を是非パソコンのユーザーがすぐヒットして、開けるようなことで、今後は大きく改善していく必要があるのかなというふうに思っております。平取町のホームページ、私も時々注視して開いて見てるんですけども、実は、平取町のオフィシャルホームページ、平成20年の5月に82万円ほど掛けて費用負担をして北海道電子計算センターというところですか、そこで、ホームページリニューアルしているんですけども、不特定多数のそのパソコンユーザーから見ても、決して感心の出来る出来栄えではないのかなというふうに思っております。結論から申し上げますと、最近の他町のホームページは、かなり工夫を凝らしていて閲覧していても楽しいんですよ、閲覧しているユーザーの関心を引くような出来栄えになってる、このことは、是非、私もっと勉強してほしいなというふうに思っております。当然のことながら近年はパソコンにおいては、閲覧人口もかなり増加してきておりまして、そろそろ平取町も再検証して、平取町の優れた一面を見やすく、分かりやすく、そしてより関心を引きものに変更していく考えはないのか、その辺について伺っておきたいと思います。

議長

川上町長。

町長

沢山質問ありましたので、整理しながらお答え申し上げたいと思いますが。先ず、1点目は、地域情報通信基盤整備事業の関係、光ファイバーの関係でございますけれども、22年度の国のITC交付金事業によりまして、地域情報基盤事業が、現在、工事が全町に配備されておりまして、事業費が約7億弱ということで、最終的には、町の持ち出しは、約800万程度で、ございまして、本当にこの平取町の淡路島より大きいこの面積を全町に工事が整備を進めているところでございます。そういったことで、この配備によって、一つは、ブロードバンド利用として、高速に大量の情報を通信できるインターネットの利用環境が整います。2つ目には、地デジの放送難視聴エリア解消ができるというようなことで、振内であれば奥仁世宇の松澤さんの所まで、こういった光がいくことによって、難視も解消できるような形になりますし、3点目には、携帯電話不感エリアの解消というようなことで、これは、芽生地区すらん会場もひっくるめて、豊糠まで3塔建てましたけれども、これらについても整備を光ファイバーによって携帯電話が解消できるということでございます。4つ目には、インターネットを活用した、起業を立ち上げることも可能になります。

また、多様な利用可能ということで、都市と地方の情報の格差も是正され、或いはインフラ整備は町の活性化に大きく貢献されますし、これから、福祉だとか、防災、教育とかそういったことにも期待されるどころかなというふうに考えてございます。それと実践農場の関係についても、先ほど申し上げましたように、町の基幹産業、やはりこれから高齢化世帯、後継者がいないというようなことで、やはりチェンジをしていかなければならないということでは、そういったことで、振内と紫雲古津、実践農場という形の中で、強化しながら、そういう体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。それと基金の財政の関係のお話がありましたけれども、町の総合計画の後期5カ年計画の中で、基金取崩しが22年度末で、約今年も1億円程剰余金を出して、1億円を積み立てします。そういった形で、年度末には24億くらいの基金があると思っておりますけれども、この基金を10億円程取崩す内容となっております。それで、この5カ年計画はやはり移住定住というか、過疎対策の大変重要な期間というふうに私ども受け止めておりまして、少子高齢化対策、或いは分譲宅地の造成、びらとり温泉の改築など、どうしても取り組まなければならない重要なものと考えておりまして、基金を取崩さないで、借金もしない、何もしないということになりますと、町も疲弊する一方になります。そういったことで、活きた利用の仕方をして、攻めの行政をこれはしていかなければならない、そういった危機感にたっているところでございます。平成17年の9月に、どの町とも合併しない町づくりを町民の皆さんで、選択をしていただきました。その時の、町の財政のシミュレーションでは、平成27年には、約3億程度の基金が残るだけってというようなことでございましたけれども、この前期の計画が終了して後期5カ年最終の27年には、10億を超える基金というようなシミュレーションになってございまして、今後、地方交付税の状況により大きく変動してまいりますけれども、町としては、基本的には、基金を残し、あまり借金をしないということが基本でございまして、そういった形で今後は、収入にあった歳出ということは、これは当然考えなきゃなりませんし、10億円削減されたとしても、使ったとしても、これを貯めるという事は容易であります。そういった事で、その辺は十分財政的な事は加味しながら、この5年というのは、大事な時期だという事で、攻めの行政でやりながら、あと一定程度、インフラ整備が出来たらそういった事で、基金は、積み立てることも可能でありますので、その辺は、今後特にびらとり温泉の改築の関係については、7億も基金使うのみたいな感じでありますけれども、最終的には、補助金等使いながら、最終的に一般財源は、2億2千万であります。その2億2千万も、その陰に隠れている委託料、今、約4千万近く、そして、修繕料合わせて5千万掛かっております。それも、新築、リニューアルすることによって、委託料もゼロにならないかもしれません、1千万かも知れませんが、そうしたら4千万で、5年で約2億でありますので、そういう形で計算をしながら取り組んでおりますので、本当に温泉を建てるから基金を10億も削るということではなくて、

そういうような財源的な裏づけもとりながら、やはりこれから積極的に取り組む5年間かなというふうに考えてございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。それと、もう1点は、情報の提供とピーアールの関係でありますけども、町のホームページには、ホームページ開きますと、移住定住に関わる生活情報等掲載しておりますが、ご指摘のとおり十分ではないというふうに考えておりますので、今後更に、具体的に施策等を踏まえながら、更には企業誘致の内容等も充実させていきたいというふうに考えておりますので、その辺についても今後非常に分かりやすく、平取のよさ、積極的にピーアールできるような、そういうホームページに変えていきたいというふうに考えているところでございます。また、伊達の話がございましたけれども、本当に近隣町の色々な施策、色々、それぞれの町が、一生懸命頑張っていて、定住移住をやっておりますけれども、特に伊達の問題については、一番大切にしているのは、行政だけでなく、官民一体となって取り組んでいる、お金のないところから進めたのが、伊達の成功例でございます。そういった意味で、これまでの行政任せの町づくりから脱却を目指して官民一体で真剣に考えた、また来たくなる、移住したくなると思えるような町づくり、そういったプロジェクトを、組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、今後、我々が、行政だけが主導ということではなくて、民間も抱え込みながら、そういった取り組みをしていかなければならないというふうに思っておりますし、また、伊達で非常に参考になるのは、心の伊達市民登録制度というのがございます。非常に、私も、これは前から承知しておりました、非常にいい取り組み、面白いなというふうに考えておりますが、現在、平取トマト大使というようなことで、元サッカー日本監督、或いは女優の杉田かおるさんなど、著名人を委嘱しながら、平取トマトは当然でありますけれども、平取町のピーアールをしてもらっておりますが、更に一歩進めて、平取町こよなく愛していただいて、町づくりを応援してくれる方であれば、年齢、性別、国籍を問わず、心の平取町民に登録してもらいながら、登録された方々には、町の情報誌の送付、或いは心の町民になったら、一口1千円から何口でも納入でき、その口数に応じて平取町の特産品を手に入れることができる、こういったことも、これから大事なことなのかなって言うふうに考えておりました、こうして平取町に興味を持ってもらい、特産品にも馴染んでもらいながら短期滞在、或いは定住移住に繋げることにいくことも一つの方法かなというふうに考えております。いずれにしても、他の町から来る人がよく言われるのは、すずらん、義経神社、それから壊されていない豊かな自然、新鮮な食べ物、きれいな星、アイヌ文化など自分達が住んでいて気が付かない魅力が沢山、平取町にあるという事を気付かされます。そういった面で、これらの平取町の宝物を上手く引き出ししながら、活性化につなげ、そういった目でも情報提供という意味では、そういう独自のホームページなんかも提供してまいりたいというふうに考えておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

4 番千葉議員。

4 番
千葉議員

質問の数もかなり多かったかなと、反省はしてはいますが、一つ一つ伺っていききたいということで、もう終盤に時間的にもきてますので、詰めた話を伺っていききたいと思います。なぜ、パソコンの話にホームページの話に触れたかなというと、具体的に町長も多分、分かっていると思うんですけど、平取町の場合ホームページ開いても、例えば移住定住のところ開いても、そこから先へ中々希望するようなところにヒットしないんですね、それと、移住定住ってことは、様々な私よさあると思ってるんですよ、例えばここの平取町に住んだ場合は、すずらんとか、トマトとかってことは、誰しも知ってることじゃなくて、例えば、若い夫婦が移住する場合、定住する場合、どのような平取町の恩恵、恩典があるのかな、そして、子育てをする世代にとってはどのような優しい政策があるのかなというところに、私、即座に行き着かないといけないと思ってるんですね、パソコン上の画面見ても、何回もクリックしても中々そういったところにいかない、期待するようなところに到達しないから、結局は平取町の紹介ってこの程度か、その他に予算的な事とか、その子育て支援の医療費の還元の実業費の流れ、こういったものはすぐ出てくるんですけども、こういったことも実は、詰めていけば移住定住に繋がる一つの平取町のその政策の一環だと思っておりますので、ホームページのリニューアル是非進めていってもらいたい、ただ、それもお金を掛けていくことに対しては、私、あまり賛成できません。それは、200万とか、300万とか掛ければ素晴らしいホームページに出来ると思っておりますけども、私の知り得る限り、庁舎内の職員の方でもかなりパソコンの事については、詳しい、実際に出来る、私は本当に恥ずかしいんですけども、自分の必要とされる分野しか、パソコンでは出来ないのがちょっと残念なんですけども、そういった職員を活用してくという意味では、時間外になったとしたら、例えば、ホームページ製作に当たっての奨励金を設けていくとか、そういった制度の創設して行って、職員に対して平取町の紹介は、このようにあるべきでないですかというチェックを常に入れながら、やはり全部お任せにすると出来上がってきた物に対して、2回、3回、いやこのように変えて下さいって言うことは、打ち合わせ上は出来るということは、可能だと思っておりますけども、本来的には町のやっぱり職員が最終的に、変えていく、それから写真や何かの情報も提供していく場合、ここもこの角度から撮った写真の方がいいよ、町長どうだい、或いはまちづくり課長どうですか、そういう詰めの話が出来ていくことが、いいホームページが製作できる一つの方法と思っておりますので、そのことは、是非、費用の問題でなくて、庁舎内の職員でも十分に出来ることが可能だとは思っています。それと、これも一例ですけども、他の自治体では、特に定住時に対しては、提供される土地の情報、それから建築条件、それから環境、それからこういったものが特産品としてその町にあるのか、

そういったことそれから、近くのアクセス、例えば、幌尻岳に登山するのに、どういったルートがあるのか或いは、この近くでしたら、富良野までどのくらいで行くんですか、そういった情報も含めて、何って言うのかな、やっぱりその辺のことを的確に伝えていくような情報の源であってほしいなというふうに思っております。中々、上手いこと申し上げられないんですけども、そういったものを集約したCDにしたものですね、実は、パソコンの役場の担当課、この方に言えば無料で配布してもらえますよとか、そういったふうなユニークな自治体もありますので、色んな情報の媒体としてそういったCDにまとめたものも実は、平取町にアクセスしていただいた他町の方々、或いは定年退職して平取に住みたいと考えてるの方々も含めて、そういった情報提供も必要かなと思っておりますので、そのことについて、職員の活用についても伺っておきたいと思えます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

今のご質問にお答えさせていただきたいと存じます。千葉議員、ご指摘のとおり、現在の移住定住関連のホームページですけれども、確かに、ワンクリックで当町の色んな情報に行かないというような、現状がございまして担当といたしましても、その辺の反省はしてございます。実は、新年度にその辺を改善すべき予算も計上させていただいております、独自の移住定住及び企業誘致等に関連する情報のサーバーを独自に持つというようなことで、職員が主になって更新を容易に出来るといった状況に変えていくということを予定してございます。確かに、そのホームページ作製会社との契約の関係で、色んな制約がございまして、中々リアルタイムで情報を更新できなかったというような状況もありますので、その辺は是非改善をしてまいりたいと思っております。その他の色んな観光情報なり、例えば、他町、近辺の情報とかも極力リンクが容易になるような改修と言いましょうか、そういうものを予定してまいりたいと思っております。こういったホームページのみならず、今のいわゆるソーシャルネットワークというようなところの分野もございまして、そういった活用も含めて、当町の移住定住のピーアールに努めてまいりたいと思っております。それから、まとめてホームページではなく、そのCDにして、色んな情報を提供するというようなことも含めて、今後、情報提供より拡大していくと、より分かりやすいものにしていくという意味で、検討させていただきたいと思えます。以上です。

議長

千葉議員に申し上げます。持ち時間は、11時1分となっておりますので、簡単、明瞭をお願いいたします。4番千葉議員。

4番

持ち時間、私も目の前に時計を置いてますので、承知しながら質問させていた

千葉議員 だいてます。それで、最後にもう1点非常に大事なことを伺っておきたいと思
います。実は、冒頭の一般質問の中で申し上げた事も関連して、移住定住に繋
がる一つの大きな要素かなと思ってますけど、特に子育て支援の関係で、町長、
給食費に対しての捉え方、これ非常にそれこそお金の絡みとか、色んなもの
あるんですけども、見直すものは思い切って廃止して、見直しながら私は財源確
保してもらいたいと思ってるんですけど、給食費の完全無料化なんてことは、
全く頭にはないんですか、その辺のこと最後に伺っておきたいと思います。

議長 川上町長。

町長 それでは、お答え申し上げますが、学校給食費の完全無料化の関係につきまし
ては、これは、全く頭の中にないということではなくて、頭の中に入れており
ます。それで、子育てにやさしい町づくりという中で、やはり他の町村と差別化
する一つの方法として、考えておりますが、先ほども申しましたように、財源
的なこともありますけども、そういう無料化が今いいのか、或いは子育ての住
宅を造ることが良いのか、或いは空き家住宅で安く分譲することが良いのか、
そういう形で、限られた財源でありますので、どう選択と集中の中で、最優先
するか、ということを考えておりますので、今後やはり国が非常に混迷してい
る中では、非常にちょっと踏み切れない部分もございます。これを、1年、2
年で止めるということになりませんので、それは十分、頭の中には押さえなが
ら、どの時点で、どう踏み切れるのか、そういうことでやはり子育てについ
ても色んな案がありますけれども、その中で、やはりどれもこれも出来ないんで、
そういう今申しあげました、学校給食の完全無料化も視野に入れながら取り組
んでまいりたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

議長 まだ、時間がございますけど、いいですか。千葉議員の質問は、終了しました。
休憩します。11時10分に再開します。

(休 憩 午前10時59分)

(再 開 午前11時10分)

議長 再開します。休憩前に引き続き、一般質問を行います。2番平村議員を指名し
ます。2番平村議員。

2番 平村議員 2番平村です。先に通告しております、町民への情報提供について質問いたし
ます。町づくりは、町民との情報共有と町民参加が基本であると考えています。
当町では、平成20年4月に平取町の最高規範と位置づけ当町の憲法とも言わ
れる、平取町自治基本条例が制定されています。この条例の第5条に、情報の

共有と公開の事が定められ、町政に関する情報を積極的に公開しなければなりませんとあります。今回の一般質問は、この情報の共有という観点で、2点に分けて質問いたします。1点目は、町広報誌の編集についてであります。町の広報誌は、年間の編集計画をもって発行されているものと思いますが、広報紙を見ておきますと、編集内容が固定化の傾向にあるやと見ていますが、町の広報誌は町民への情報共有という観点からも、町づくりの重要な施策、地域活動、団体、地域の話題などを取りあげ、読みやすく、分かりやすい紙面づくりが町広報誌に求められているのではと考えていますが、現状認識に立って今後の編集のあり方について、町長の考えを伺います。2点目は、予算概要と財政状況等の公表についてであります。毎年度の予算概要については、町広報誌で、町政執行方針と主な事業などの概要説明がなされているのと、自治会長連絡員会議では、予算の概要と財政指標を若干取り入れた資料を作成し、説明されているようではありますが、一般町民までは届いていないのが現状かと思えます。情報の共有は、町民と共有し相互の情報発信が町民参加にとって効果的に進めることができますし、住民基本条例の第19条で、予算、決算、財政指標などを毎年度、町民に分かりやすく公表することを定められておりますので、町民に公表しなければならない財政状況と人事行政の運営等の状況を網羅した、予算財政等の概要を作成し、町民に情報として提供したらどうかと考えていますが、町長は、如何お考えかお伺いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、平村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、町民への情報提供についてということで、前段の町広報紙の編集のあり方についてということで、先ず、お答えをさせていただきたいと思っております。これまで、町行政執行におけます、様々な情報ということにつきましては、的確に町民に対しまして、提供するという基本的な考え方を持ちながら、その手段の一つ、方法といたしまして広報びらとり、そして、まちだよりの発行ということにあたって参りました。しかし、只今のご質問において、この行政情報の提供及び共有の観点において、十分とは言えずかつ編集内容が固定化、いわゆるマンネリ化しているのではないかということでの指摘でございます。質問の中にもございましたけれども、平成20年4月に平取町自治基本条例が施行となりまして、平村議員のご質問の中でございましたけれども、本条例は町民主体の創造的な自治の実現を図ることを目的といたしまして、その目的達成のために基本原則が定められているということで、その基本原則の一つといたしまして、情報の共有があるということでございます。情報の共有ということにつきましては、町政に関する事項を正しく、分かりやすく、速やかにそして容易に得られるよう、積極的に公開をしなければならないということが定められているところであります。このことを踏まえまして、前段申し上げましたとおり

情報提供にあたりましては、広報びらとりを中心といたしまして行っているところではありますが、その提供量及びその内容が十分ではないということでございます。また、このことについては、これまでにおいても一部町民からのご指摘はいただいているところでございます。これまでの、広報編集にあたりましては、発行月におけます、時節に合致した特集記事をメインといたしまして、町内における話題提供としての町の広場、教育委員会からのお知らせといたしまして、小中学校の活動内容、社会教育の実践状況、また文化財事業など、また町民の健康管理の一路となるべく、保健福祉課からのすこやかだより、図書館からの情報提供といたしまして、新刊情報等であります図書館へ行こうをそれぞれ掲載しているところであります。このように編集におきましては、町の広場、教育委員会からのお知らせ、すこやかだよりということについては、固定化されておりますが、町の広場については、町内における様々な活躍、活動に際しての話題提供、教育委員会からのお知らせということについては、地域とともに歩む学校の姿、社会教育における生涯学習活動として、多くの町民が参画している状況など、これらは、いずれも町民への周知の必要性は高いというふうには考えております。また、すこやかだよりにつきましても、若年層から高齢者まで、幅広く健康管理情報等を提供しているということで、その必要性ということの高いというふうには思っております。只今、申し上げました固定記事のほかに、特集記事、そして、その他町施策等における情報提供ということがございますが、平成22年度より、その内容を申し上げますと、平成22年度の町政及び教育行政執行方針と主要事業をはじめといたします予算概要、総合計画後期5ヵ年実施計画の概要、沙流川総合開発事業の行方、地上デジタル放送移行への対応及び光ファイバー事業の概要、国保病院におけます未来処方問題、アイヌ文化基本計画の概要など、町民に今知らせるべきもの、また、知っていただきたいものについては、適宜提供してきているというふうを考えてるところであります。しかし、その提供内容等において、その情報量が不足であると、分かりづらい、読みづらい、見やすさにかけるなど、読者にとって色々な受け止め方あろうかなというふうにも思われます。より詳しく、より明確に編集することを心がけてはおりますけれども、発行におけますページ数等での予算の問題、また、行政専門用語の取り扱いなど様々な課題があるということも事実でございます。今後の広報の発行にあたりましては、只今、ご質問のありました事項等、十分念頭においていかに親しみをもって読んでいただけるか、このことは好感を持っていただける、見やすい、分かりやすいということが基本になるというふうにも考えますので、今一度編集のあり方について検討してまいりたいというふうにも思っておりますし、また、23年度の町政執行方針におきましても、町民が行政に関心を持っていただけるようニュースをいかに工夫するか、内容を改めて検討するということを申し上げますので、ご理解をいただくとともに、町民皆様方から幅広く広報発行等にあたってのご意見等を賜れば、大変幸いというふうには思っております。これまで以上

にご支援くださるようお願い申し上げます、前段の広報編集のあり方ということでの答弁とさせていただきます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

予算概要書についてのご質問にお答えさせていただきます。この予算概要書でございますけれども、平成17年から作成してございまして、広報でお知らせする新年度予算の補助的な資料ということで、作成をさせていただいております。ご指摘のとおり、全戸への配布はしていないという状況にございまして、自治会長連絡員会議、それから、各団体等で新年度予算をお知らせする際の資料として、使っていただいたという経緯がございます。既に、こういった予算書以外に、分かりやすく、新年度の町の仕事をお知らせするといった、こういった予算概要書の配布等につきましては、既に全道的にも一般的な傾向になりつつあるという認識でございます。今後、より分かりやすい概要書の作成に心がけながら、ご指摘のありました、財政状況等の内容、その他の一般的な行政に関する職員の状況ですとか、そういったものも読んでいただけるように、より分かりやすい形の内容で、全戸配布することで検討させていただきたいと思っております。早速23年度の新年度予算の概要書につきまして、そういった方向で取り組まさせていただきますと思っております。更に、ホームページ等への掲載も合わせて検討したいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長

2番平村議員。

2番平村議員

広報紙の発行の基本的な考え方は、伺いまして理解をいたしましたところでございますが、この機会に伺っておきたいことがありますので、先ず、役場の中で、広報委員会というポジションを作っているのかどうかと、編集委員会とか、各課長さん、担当課長さんが出て、編集委員会をやっているのかどうかと、ちょっと聞きたいのと、新しい施策の中で、町長も新しい施策を、平成22年度も住宅のリフォームとか、1%枠の事業とか色々な事業をやっているわりには、そういう広報に対してその町の中におりていって、取材をして、そういう特集記事を載せるとか、そういうことが中々なされていないような感じがしていますので、せっかくのそういう新しい事業の中で、全部を載せるんじゃないかと、やはりこういうことはやっているよとか、町民に分かるようなそういうピーアールも兼ねながら、広報紙を作っているといいんじゃないかなと思いますし、また、広報の担当者の中の人、道新とか、そういう新聞社との連携をとってやっているのかどうかは、分かりませんが、中々平取町のことが新聞紙上に載らないなかで、なんとなくよその町の問題が次々出たりするので、ちょっとそういうところも、広報担当の人が、そういう活動、新聞社との

連携をとっているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。1点目の広報編集にあたって庁内における、広報編集検討委員会的なものを立ち上げて、そこで検討がなされて、発行されているのかということのご質問でございますけれども、この広報発行にあたりましては、平成22年度の4月の時点で庁内の職員におけます、広報編集検討委員会を立ち上げました。そこで、委員につきましては、4人そして総務課の広報公聴係における職員2名と、私が入りまして、この広報編集検討委員会、7名において検討をさせていただいております。それで、町施策における重要施策だとかということでの情報が少ないのではないかとということのご指摘でございますけれども、これまでの、先ほども申し上げましたけれども、重要施策といいますか、それらの施策の提供ということには適宜努めさせていただいておりますし、ご質問にありました、町民税1%づくり事業というようなことでは、22年度では掲載はいたしませんでしたが、その前の年ということでは、掲載をさせていただいております。発行に当たってのそのページ数の関係だとか、諸々の条件等もございまして、全てが提供出来えないということもありますけれども、これらについては、今後とも適宜提供してまいりたいというふうに考えてございます。また、ご質問にありました、北海道新聞等の記者との連携が十分にされてるのかということでございますけれども、町施策の執行、また行事等に関わっての情報等については、それぞれ北海道新聞静内支局の方に情報等は提供させていただいております。そこら辺の連携ということは、十分に保ってるというふうに考えております。

議長

2番平村議員。

2番
平村議員

はい。各担当課長さんが入らないで、編集委員の中でやっていらっしゃるということですが、やはり、町内には色々な活動している団体等があり、中々そういう面で紹介されていない部分があるので、もう少しその担当職員も情報を把握するために地域のユニークな活動を取り上げるような、聞き込み、足で聞き込みをしながら、そして情報提供してはどうかと思います。町長の執行方針も、私たちこの間、一般質問、出してしまってからきたので、町長の前向きな答弁も執行方針の中には、広報の公聴活動の重要性を述べていましたので、何とかその辺は、今年に期待したいとは思っています。あと、次の2点目の予算概要と財政状況についてですけれどもそれも、今年から、分かりやすく町民に知らせるといふ先ほどの回答いただきましたけれども、他町の例を挙げますと、この間も新聞に出てたんですけれども、大金の予算を分かりやすくするために、事業ごとに内容を説明する資料を作成し、住民に配布する自治体が沢山あちこち

の自治体でやっています。特に、ニセコ町の予算説明書の中では、事業ごとに使われる経費の内訳とか、人件費を含めて色々と書かれております。財源の内訳、事業の箇所も示されているようであります。そういう他町村の色々なそういう方法を少しでも取り上げながら、住民に対してピーアールをしていただきたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、前段の広報の関係、先にお話申し上げたいと思いますが、ご質問のとおり自治基本条例が、20年の4月に施行されまして、その基本原則の一つということで、情報の共有がございます。町政に対する事項を正しく、分かりやすく、速やかに、そして、容易に得られるように、積極的に公開しなければならないことが定められてございます。そういった事で、執行方針にも書きましましたけれども、今後、編集のあり方について、今一度検討、見直しながら、町民が行政に関心を持っていただけるよう、創意工夫をして参りたいと思いますし、本当に広報の発行が待ち遠しくなるような、紙面の編集に向けて努力をしてみたいと思います。次の、予算の概要の関係であります。今、申されたように町民の方に全戸配布することで現在、取り掛かってございます。また、他町村の事例も参考にしながら、分かりやすいそういった予算の町づくり予算、そういった概要について、全戸に配布をしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長

2番平村議員。

2番
平村議員

はい。財政状況の方の公表も全町民に配るということなんですけれども、財政状況の公表は、毎年2回以上公表が義務付けられていますし、また、職員数とか、給料等についての人事行政の運営等の状況も毎年6月に公表するという条例に定めていますので、その辺も考えながらやっていただきたいと思います。また、色々と申し上げましたけれども、情報の共有という観点から大切なことでもありますので、特に一般町民が分かりやすく、インターネットも出来ない住民が沢山いますので、分かりやすい広報であってほしいと願っています。終わります。

議長

川上町長。

町長

それでは、予算の概要、町づくり予算の関係についても、今ご指摘の内容のことを十分真摯に受け止めながら、分かりやすいそういった予算の内容について、慎重に進めながら、全戸に配布をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長

平村議員の質問は終了しました。続きまして、10番大崎議員を指名します。
10番大崎議員。

10番
大崎議員

10番大崎です。3問質問させていただきます。1問目、新規就農者の農地確保について。現在、町は関係団体と協力して新規就農者の受入対策を進めており、地域農業の活性化に大きく貢献しております。しかし、そのための農地確保対策は、特にこの本町地区において、まだまだ十分であると言えない状況と思います。そこで、その対応策として、地主が農家経営を行っていない、転作をしているような優良な農地をどうしていくのか、将来的に売却や貸すような事は可能なのかなど意向調査し、今後の農地確保に結び付けていく必要があるのではないかと考えますが伺います。また、高齢で後継者のいない農家にも合わせて、調査してみる価値はあると思いますが伺います。続きまして、2問目、公契約条例の制定について。厳しい財政状況を背景に公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、国や地方自治体から民間事業者への公共工事や委託事業における、低価格、低単価の契約や発注が増えてきております。そのため、受注先企業の経営悪化や、実際に働く方々の労働者の賃金、労働条件の著しい低下を招くというような問題が生じるのではないかと指摘されております。このような状況下では、実際に働く方々の意欲低下に繋がる危険性があり、最終的には、住民サービスの低下を招く可能性があるのではないかと考えられます。当町において、こういった問題はないのか伺います。さて、この問題を解決するためには、ILO94号条約の基礎となっている、住民の税金を使う公的事业で、利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関はそれを確保するための責任を負っているという考え方を実践することが求められております。しかし、残念ながら日本は、この条約の批准をしておりません。こうした中、千葉県野田市では、公的事业の受注業者に対し、下請けを含めた労働者に一定以上の賃金の支払いを義務付ける、公契約条例を制定いたしております。このことにより市の委託や工事契約で、実際に働く方々のワーキングプアを防ぐことを目的としております。また、川崎市でも、今年4月1日から施行されるようになっておるそうです。当町においても、将来的に公契約条例を制定していく考えはないのか、検討していく考えはないのか伺いたいと思います。3問目、今後の病院運営についてということで、伺いたいと思います。平成23年から平成27年までの財政シミュレーションによりますと、病院事業の収益的収支において、普通会計から2億6千万円の繰入を予定しております。ただし、現実的には、もっと繰入れなければ成り立たないのではないかと、私は、考えております。収益的収支、資本的収支、合わせて3億円以上の、実際は、一般会計から繰入は行われていかなきゃ成り立たないのではないかと考えております。こういったことは、今後の町財政に大きく負担が掛かると考えております。病院の適正な規模のあり方

や、振内診療所存続の有無についてなど、今後の病院のあり方について、早急に議論すべきと考えますが伺います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは、大崎議員の1点目のご質問に対してお答えをさせていただきます。新規就農者の受け入れにつきましては、先ほど、町長の答弁にもありましたように、平成9年度から受け入れを開始しまして、平成22年度までに12戸が就農しまして、各地区におきましてトマト生産農家として優秀な成績を修められております。新規就農者の農地につきましては、平成23年度からリース農場として、整備することで、総合計画に計上させていただいております。この新規就農者リース農場整備事業につきましては、農協が事業主体となりまして、平成23年度につきましては、紫雲古津地区に1区画、24年度以降については、本町、振内地区にそれぞれ1区画ずつ整備する予定となっております。この事業規模といたしましては、1区画150坪ハウスが8棟。あと、暖房機や作業用機械などで、約3400万円の事業費となっております。このうち、国、道の補助金が1300万円、町の補助金が500万円、残りの1600万円を農協がリースとして、新規就農者へ貸し出すことになっております。農地の確保については、今後、農業振興対策協議会や、担い手育成総合支援協議会で検討していくこととなりますが、振内町や紫雲古津、去場地区が有力であると考えております。ご質問の1点目の地主が農家経営をしていなく、転作している優良な農地等をどうしていくのか、将来的に売却や貸すことがあるのかなど、地主の意向を調査し、今後の農地確保に結び付けていく必要があるのではないかとご質問につきましては、現在の水田利活用自給率向上事業、俗に言う転作の奨励金でございませけれども、この交付単価が現在のまま推移していくのであれば、調査を実施しても農地の確保という点で言えば、難しいのではないかと考えております。平成22年度の飼料作物を作った場合の単価が激変緩和分も含めて10アール当たり4万3千円となっております。借り手はこの金額を上回る賃貸料を支払うことは難しいのではないのでしょうか。新規就農者の農地の確保につきましては、ご質問の2点目の高齢で後継者もない農家を対象として、意向調査を実施し農地確保に努めていきたいと考えております。農業振興対策協議会におきまして、平成17年7月に農協組合員442戸を対象に農業者意向アンケートを実施しております。その中で、現在の農業経営状況や、将来の農業経営など21項目について調査を実施しまして、277戸から回答をいただいております。調査結果につきましては、平成19年3月に発行しました、アグリビジョン21の中で、報告させていただいております。それで、前回調査から約5年が経過しておりますので、平成23年度におきまして、聞き取り調査を実施すべく、担い手育成総合支援協議会の幹事会で、調査の対象や、内容、実施時期について検討を重ねておりますが、個人の財産や

負債等、非常にデリケートな部分も含まれてきますので、慎重に実施しなければならないと考えております。現在のところ、前回調査のように全農家対象ということではなく、高齢の方や、後継者のいない方を中心に、農業委員会の協力もいただきながら調査を実施していきたいと考えております。町といたしましても、新規就農者の方には、出来る限り条件の良い土地で、就農していただけるよう検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

それでは、大崎議員の2番目のご質問に対して、お答えしたいと思います。行財政改革のもと、コスト削減のために安い価格を提示した業者に工事を発注したり、業務を委託したりすることが、低価格競争にさらなる拍車をかけ、利益減少のしわ寄せが最終的には、公契約で働く労働者の劣悪化に繋がっているのではないか、そして、それがまた、住民サービスの低下に繋がっているのではないかというご質問かと思いますが、当町におきましては、国の行政改革大綱及び第3次平取町行財政改革大綱に基づきまして、大変厳しい財政状況の中、限られた財源を有効的に活用することを基本といたしまして、企業の安定経営と労働者の適正な労働条件を確保をしつつ、道路などの社会資本整備を着実に進めてきております。先ず、当町における公共工事の発注であります。国の公共工事コスト削減対策に関する新行動指針に基づきまして、当町においても道路などの社会資本が整えるべき基本機能、品質を満足したうえで、下請け業者への不当なしわ寄せを起ささないよう、より良いもの、より安く提供するという観点で行ってきております。ですから、当町においては、公共工事のコスト削減対策といたしましては、単に資材の単価や、労務賃金を下げたりするのではなく、社会資本の基本機能、品質を満足させた上で、総合的なコスト削減を図っているところでございます。具体的には、実施設計の段階で、必要以上に華美や過大となっているものはないかとか、或いは新技術を活用することにより工事期間を短縮できるのではないかといったような事を精査しながら、工事費を積算してございます。従いまして、労使間で、取り決める賃金について、官が介入するのは好ましくないという観点から、実際、受注業者が労働者に対し支払われている労務賃金単価は、把握しておりませんが、工事費の積算において、資材単価、労務費につきましては、道単価で行っております。また、年間の土木、建築工事にかかる平均落札率も93.5%となっていることから、ご質問の受注先企業の経営悪化、労働者の賃金、労働条件の著しい低下を招く原因にはなっていないというふうに考えてございます。ただし、工事の年間発注件数が減少しておりますので、受注業者が会社の経営上労務賃金を低くせざるをえないということは、考えられるというふうに思います。次に、委託業務であります。委託の目的がコスト削減のあるため、安い価格を提示した業者に

委託することになり、公共工事同様、そのことによって低価格競争が厳しくなり強いては労働者の労働条件の劣悪化に繋がっているのではないかということですが、当町におきましては、過去に業務を民間委託したものとして、大きなものでは、町道の維持管理業務、町有バスの運行業務などがありますが、町道の維持管理業務で言いますと、委託料の約半分が人件費でございます。人件費の車両運転手の賃金等につきましては、町職員の一般職の25歳適用、給与を適用させておりますので、実際運転業務に当たっている年齢からしても、公共工事同様、受注先企業の経営悪化、労働者の賃金、労働条件の著しい低下を招く原因にはなっていないというふうに考えてございます。質問の2番目ですが、公契約条例の制定に向けて、検討すべきではないかというご質問でございます。公契約とは、国や地方自治体の公的な機関を相手に結ばれる契約、自治体が発注する工事や委託契約などのことでございます。先ほど、ご説明のとおり公契約においては、低価格競争により受注先企業の経営悪化、労働者の賃金、労働条件の著しい低下を招く原因になっているのではないかというご質問であります。国や地方自治体は、国民、住民の生活と権利を守ることが、仕事でありまして、公契約が生活も困難な低賃金を温存しては、行政自らが、国民の生活悪化に手を貸すことになり、行政の責任に逆行することになります。ですから、このような問題を解決するために、公共工事や業務委託を受注する業者に対し、下請けを含めた労働者に一定水準以上の賃金支払いを義務付けたのが、公契約条例でございます。先ほど、大崎議員も申し上げていましたとおり、全国の公契約条例の制定状況であります。現在は全国で、千葉県野田市だけで、平成22年4月1日より施行されております。神奈川県川崎市につきましては、平成23年4月1日より施行されることになってございます。道、北海道は2002年ころから要望として出ておりましたが、労使間で取り決める賃金について、官が介入するのは好ましくないという理由から見送られてきております。札幌市におきましては、上田市長が先の審議会で、制定に向け引き続き検討していくと答弁をしております。この公契約条例が地方自治体において、中々制定されていないのは、理由がございまして、先ほど、大崎議員も言っておられたとおり、国際労働機関ILOの採択している、国際労働条約の第94号に、公契約における労働条項というのが、実はございまして、これが日本では批准されていないため、公契約法が制定されておらず、法整備がなされていない中で条例化するという事は、非常に難しさがあるわけでございます。また、野田市の契約条例では、労働単価1万3300円の80%確保を義務付け清掃などの委託業務につきましては、市技術職員の高卒初任給を下限としており、建設工事につきましては、あくまでも1億円以上の発注工事、委託業務につきましては、1千万円未満という規定になってございます。こういうことから当町における、公契約条例の制定につきましては、法制化されることですが、一番、条例化するためにはたやすい事ですが、先ず、法令化されていない中では、難しさがありますので、他市町村の状況を見ながら対応してまいりた

いというふうに考えてございます。以上でございます。

議長

病院事務長。

病院事務
長

それでは、大崎議員のご質問にお答えいたします。ご質問のとおり、先に策定しました、平取町総合計画後期5カ年計画の病院事業会計収支計画につきましては、各年度とも一般会計からの繰入が2億6千万円で、資本的収支部分を加えますと、約2億8千万円前後になり、場合によってはこれを超える可能性も否定できないと思います。質問の中にありましたように、町の負担がどのようになるのかということですが、町の負担の許容範囲がいくらまでであれば良いのか、目安としましては、町民1人当たり2万円程度であれば、交付税と合わせて2億6千万円となり、概ね計画にそった数字になるものと考えます。この内訳としまして、交付税1億4千万円。また、この町民1人当たり2万円程度ということで、1億2千万円、合わせて2億6千万円というこの算出基礎でございます。ご承知のとおり平成21年度からスタートしました、公立病院改革プランは、23年度が最終年度で、単年度の黒字化が必須条件となっておりますので、目標に向かって現在鋭意努力しているところであります。24年度以降における、国の指針につきましては、今のところ未定ではありますが、病院としましては中長期的な病院のあり方について、方向性を見極める必要がありますので、今後の社会情勢、医療事業等を推計するとともに、後期5カ年計画を踏まえながら、適正な病床数、職員数について、議会、病院運営院会、有識者等でご協議をいただき病院の将来計画の策定に繋げていきたいと考えております。また、振内診療所につきましても、へき地診療としての位置付けと重要性に鑑みまして、週3日、今年度からは出張医によりまして、診療を行っていただいておりますけれども、いずれにしましても地域住民唯一の医療機関として、今後存続させる必要があると考えます。また、24時間365日町民の皆様が、安心して暮らせる救急体制を現在も維持しておりますので、今後も充実させるよう努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

10番大崎です。1問目の新規就農の農地確保の対策ということで、以前、意向調査やったことがあるという話だったんですけども、先ほど、転作してる所の、飼料米の転作、いわゆる転作奨励金4万3千円というのがあって、それが中々こう、それがあって、賃借やあるいは、売買等、色々弊害、言葉が悪いんですけど、弊害がちょっとでてくるのかなというふうには、私も思っております。ただ、これだけ農業の情勢や農政とか、クルクル、クルクル変わってきてる中で、或いは今、後継者いない高齢者の方が、或いは農家やっていない、ただ単に例えばアグリに牧草を作ってもらってる、そういう地主の方々の、もう

一度そういう意向調査していかないと、結局データも何にもない、やっぱりそこで、調査して、データがあって、そのデータではじめて、その人たちに色々、こうして下さいませんか、例えば、町のために貸していただけるようになるんですかって、話の持ってき方が、先ず出来ないと思うんですよね、ですから、その意向調査なんですけども、別に紙に書いて、この封筒で送って、こうやってやりなさいとか、そういうことは、私は考えておりません。例えば、転作の受付確認の時ですか、そういった時ですとか、農協で言えば、営農計画策定する時など、そういった時に農家の方必ず来るんですから、そういった時に、将来的にどうします、将来的に平取の農業を助けるために、一肌脱いでくれませんかかって言う話に持ってき方あっても良いと思うんですよね、その鼻から駄目だ、出来ない、こんだけ転作奨励金貰っていて、確かに転作奨励金貰ってて、それで毎年決まったお金入ってくる地主の方には、いいのかもしれないけれども、やっぱり将来的なその平取の農業の事考えてもらおうと、そういった事も色々、町、或いは農業関係団体も説得しなきゃなんない段階に来てるんじゃないかなって言うふうに私は思います。そういった事で、是非一度その意向調査を実現していただきたいなというふうに思ってますし、これから、新規就農者の方々の部分では、先ほど、課長お答えありましたように、農協の方でリース事業でやっていくということなんですけれども、例えば、その転作されてる方の4万3千円ですか、そのお金の額に見合うだけの、例えば、何か対策を取りながら、上手く貸していただく、或いはその実践農場に入る方から若干いただきながら、さらにその足りない部分は、町なり、農協なり関係団体で協力して何とかするとか、そういった方策も考えても良いんじゃないかと思うんですよね、このままいったら平取、特にこちらの本町地区の方では、中々こういった新規収納者の農地確保の対策が進んでいかないと私は思いますので、先ず、一步そういったことから始めて情報蓄積して、それによって動いていくというのが大事じゃないかなって言うふうに思っております。振内地区では、地元の方々が、非常に受け入れ体制整えられまして、一生懸命頑張っておられると聞いておりますので、残念ながら本町地区にはそういった農家の方々の受け入れ組織というか、応援しようというまだ気分にはなってません。残念ながら。ですからそういった部分で、町にお願いしなきゃならないところもあるんですけれども、是非一度きちんと、その意向調査をされて見る必要があると私は思っていますが、そこら辺のことについてお伺いたします。

議長

産業課長。

産業課長

それでは、お答えいたします。この新規就農者の土地の確保、また住宅の方もそうですけれども、これが一番課題となっております。先ほど議員のご指摘にもありましたように、聞き取り調査ということではなく、町の転作の奨励金の受付とか、農協の営農計画の時に意向調査をしたらいんでないかというご質問

でございますけれども、これについては、大変、時間的に件数が限られて、日程も限られてる中で、中々その辺聞いていく時間がないというのが現実でございます。先ほど申し上げましたような、中々非常にデリケートなことですね、例えば、転作の奨励金だけ貰って生活している方にとっては、これは、生活の唯一の収入であるということで、それを将来売るとかどうかってこと、町が聞くことに対しまして、ちょっと私の方としてもちょっと抵抗があるというか、国の減反政策で、その方については、米を作りたくても作れなくて、やむを得ず離農したような方々だと思うんですよね、その方に対して中々この土地の売買や、その賃貸借について中々聞けないというのが、現実でございます。その4万3千円の件もありましたけれども、これにつきましても23年度におきまして、戸別所得補償制度の中で、産地資金を上積みして、耕作者の方に例えばトマト作ってる場合でしたら、昨年よりは実質上乘せして産地資金を払うような形になっておりますので、借りやすくなるような体制は、私どもとしては色々と考えていきたいと思っております。いずれにしましても、先ほども申し上げました、非常にデリケートな部分含まれておりますので、今後、農業振興対策協議会や、担い手育成総合支援協議会の中で、調査の方法について十分検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後13時00分)

議長

再開します。休憩前に引き続き、大崎議員の一般質問を続けます。10番大崎議員。

10番
大崎議員

10番大崎です。質問、1問目の新規就農者の農地確保について、再度確認いたしますが、せっかく新規就農者の希望の方が来られても、その行き先、入る農地が見つからないという現状は、中々変わっておりません。ですから、是非そういったことを打開するためにも、意向調査やるかどうか、検討されるかどうか、もう一度確認して、1問目の質問について終りたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。このことにつきましては、町及び農協関係団体で構成しております、農業振興対策協議会や、担い手育成総合支援協議会の中で、十分検討しながら、23年度におきまして、意向調査を実施していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

はい、それでは、2問目の公契約条例について、お話をしていきたいと思えます。先ほど課長の方からお話がありましたが、この条例について検討していく考えはないのかというお答えに対して、ちょっと後ろ向きというか、ないと言うような感じのお答えだったと思うんですけれども、それは、その理由として、その条例を制定しなくても、十分配慮されてるから大丈夫ですよと言う考えなのか、或いはその労働者の賃金をいくりにするかは、その労使関係の労使関係に関わる問題で、発注者、その市町村とか、そういったところが関与できないという考え方が、国のそういうような考え方が、あるようには伺っているんですけども、そういったものがあるから検討については、中々考えないというそういった考えなのか、そこら辺ちょっとははっきりさせていただきたいと思えます。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今のご質問にお答えしたいと思います。公契約条例の制定について、あまり前向きではないというご指摘でございますが、先ほど、申し上げましたとおり、公契約条例につきましては、例えば、野田市の場合でいけば、じゃあ条例上の条文でどうなっているかといいますと、先ほど申し上げましたとおり、労務単価については、1万3300円。これは、あくまでも野田市の労務単価でございますが、その80%を確保しなさいということを条例で制定しているわけでございます。それで、北海道の場合、平取町もそうなんですけれども、道の単価を実は使っております。道単価につきましては、今現在1万800円で実はございます。このことは先ほど申し上げましたが、当町の契約の中で入札落札率が、平均93.5%と申し上げております。そういう意味からいきますと、93%は確保されているという理屈にもなるのかなと、実は、思っております。それと、もう1点、地方自治法の中で、最低制限価格制度というのが、実はございます。これは、入札の中において、予定価格に一定の率を乗じた最低制限価格を設定し、それを下回った入札価格は無効とするという制度でございます。この規則では、なお且つその最低制限価格というのは、いくらかといいますと、基本的には、目処としては60%というふうなうたわれております。60%なものですから、結局競争入札になると、この予定価格の60%を目指して入札になりますので、相当入札率が下がるという形になります。そういうことで、目処としましては、人件費割れしないように60%とはなってるけど、80%は確保して下さいという形で進んでおります。そういうことからしても、平均入札率の93.5からいきますと、十分この数字はうちはクリアしているという考えでございます。そういう意味で、早急に公契約の条例を制定しなくても、こういった諸問題は、解決出来てるのかなというふうに思っております。

います。それと、これも先ほど言いましたとおり、公契約法がまだ制定されておりません。法があって、条例があるわけですから、公契約法の法が先に制定されれば、条例化することは、結構簡単に簡単と言いますか、安易にというか、楽に条例化はできます。それで、法制定がされておりませんので、その中で条例化するという事は、非常に実は、難しいわけでございます。この野田市につきましても、そういうことで公契約条例を制定するにあたっては、相当な時間をかけて議論をしています。というのは、条例1項目、1項目が、法がないものですから、法に全て抵触するのではないかとということで、一つ、一つ、法と照らし合わせながら条例化していったという実は難しさがあります。そういうことで、実は、1市しか、まだ、条例化されていないというのが、理由の1つになっているわけでございます。そういうことで、全国の市町村の状況を見ながら検討してまいりたいというのが、そういうことでございます。それと、もう1点、労使間で、取り決める賃金について官が介入するのは好ましくないというのは、別に法的な決まりがあるわけでもございませんが、我々が、発注者が受注業者にいって、実は、積算単価、人件費でこれだけですけど、実際はいくら払っているんですかということ、中々正直な話、いって聞くことは出来ないというのが、現実でございます。そういうことで、うちは把握しておりませんが、その辺については、積算単価というのは、決まっておりますので、それ相当に受注者側は人件費的には配慮した形で、労務者に対して賃金は支払われているというふうに解釈してございます。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

労働者の、その賃金の部分に対しては、今までもちゃんとやっていると思いますというお答えだったと思うんですけども、実際、最後に課長おっしゃっていた、実際にどれだけ払われているかということは、把握していないと今おっしゃられていたんですけども、実は、ちゃんと把握していた方が、いんでないでしょうかね。野田市の条例の2009年の9月ですか、もう1年後に改正されているんですよ、その1年後には改正されたりして、常にやっぱり良いように、問題だったことを直しながら運用していくという、そういう姿が見えてきております。下請けだけじゃなくて、孫請けや派遣労働者にも適応するですとか、その監視と制裁措置もある、あと、派遣労働者まで対象とするですとか、そういったことを色々こう書いてあるんですよ。ですから、把握していないと今おっしゃられてたんですけども、やはりきちんと本当に大丈夫なのかどうか、その落札の経緯とか、その単価を見ていて、その分でこのくらいの落札率ですから大丈夫ですよということじゃなくて、実際問題把握しておいてもいいんじゃないのかなっていうふうには私は思っているんですけども、その辺についてお伺いしたいのと、それと、先ほど、労使間のことにその公があまり物申すのはよくないような論点があったと思うんですけども、野田市の方でも

それについては調べてまして、労働基準法などの労働関係法律に違反するのではないかという、やはり、その条例が労働契約の内容に介入するもので、労働基準法などの労使関係法律に違反するのではないかという、そういう論点もあったらしいんですけれども、条例自体は、公契約の相手方の事業者に限定して市が定める賃金以上の支払いを定めているものであって、事業者は契約の自由、要するにその入札に参加するか、しないかは、その契約者の自由なんですから、それは縛っているものではないんですよね、ですから、そういった面では、そういう論法というのはちょっと違うのかなというふうに、私は、思っております。それと、法制定されていないから、条例は、難しいのではないかと、確かに、そう思うんですけれども、ただ、全てが全て法制定されてやっていくのは、確かにそうなんですけれども、ただ、やっぱりこれ今、多分日本、国内、全国的に一時期そのワーキングプアの問題があったり、なんだりして、そこで何とか変えようとしたけれども、その国なり、上の組織が動かないから多分、野田市自体が、自主的に色んな事を考えてこういうものを制定したと思うんですよね、ですから、そういう前例にのっとなってやることは、決して出来ないことでは、ないというふうに考えているんですけれども、そこら辺の考え方について、もう一度お伺いいたします。

議長

副町長。

副町長

それでは、私から、お答えをしたいと思います。平取町の公共事業の入札の契約の実態でございますけれども、皆さんご承知のとおり、地方自治法では、一般競争入札、指名競争入札そして、随意契約、これらの契約方法がとられますよという形で、表現はされておりますけれども、平取町の実態では、特殊な工事以外につきましては、地元企業育成という観点から指名競争入札、或いはその随意契約が主流で契約を進めてきております。こういうような状況の中で、先ほど、建設課長ご説明したとおり、今年22年度の工事の落札率は、93%台というような状況になっております。この落札率は、93%ですけども、賃金がイコール93%で支払われているかどうかというのは、先ほど申しましたとおり、そこまで詳しい実態調査はしておりませんので、把握はしていないというのが、実情でございます。ただ、現在、公契約条例制定しているのが、千葉県野田市、全国で1市でございます。今年の4月1日から政令指定都市であります、神奈川県川崎市が2番目の都市として、公契約を締結するということになっております。条例化することになっております。両市とも、すごく規模の大きい自治体ということになっております。ちなみに野田市では、例えば建設工事であれば、1億円以上の工事。川崎市であると6億円以上の工事が、その公契約の対象になってくるというような状況でございます。平取町では、平成22年度の建設工事に係る発注件数が157件ございます。大きいものから小さいのまで全部入れてということでございます。その、総契約金額が、4

億8800万程度ということになりますから、1工事、1契約当りの金額が、285万円というような状況になっております。こういうようなことで、こういう小さな自治体にも、この公契約が馴染むのかどうなのかというのは、まだこれから勉強していかなくてはならないのかなというふうに思っております。前段、建設水道課長が、お話されましたとおり、法整備が必要なのかなというふうに、私個人も思っております。野田市の条例の前段に記載されています、労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決するものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠であるというような、前文で記載をしております。本来、当然そういうことが必要だというふうに思っております。更にいえば、全ての業種の労働者が低賃金、或いは労働条件の低下から救済される必要があるのかなというふうに思っております。そのためには、この法律の整備ばかりではなくて、最低賃金方の改正、或いは労働基準法の整備が必要になってくるのではないのかなというふうには思っております。この公契約条例ばかりだけではなくて、今の入札制度にあります、総合評価方式これらについても、その総合評価の中には技術の提案、或いは公正労働基準、環境への配慮など、色々なその評価をしながら、落札業者を決定するという方法もあります。こういうのをトータル的に検討しながら、平取町にとって何が一番いい方法なのか、これらについて、これから十分時間をかけて、検討させていただきたいというふうに思いますので、一つよろしく願いいたします。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

どうしても国で、その法制定されてないからという部分が、どうしても出てきってしまうんですけども、なぜ、野田市がやったかという、国が出来ないんだったら、自分達でやってその輪を広げていこうという、そういう野田市の市長さんなり、この契約について関わってきた人達の思いがあると思うんですよ、そういったものを考えますと、やはり、国が制定していないからやらないということじゃなくて、国を動かすためにも、是非、各自治体なりそういったものが、こういったものを考えていく、そういうものが必要じゃないのかなって私は、特に思っているんですけども、そこら辺のことについてお答え願います。それと、もう1つ、どうしても先ほども、平取町の人口の話とかも出ていたんですけども、やはり、継続してきちんと平取に職がある、仕事があるということが、やはり、一つの移住定住という問題じゃなくて、人口減らさないためにも、そういった方法がきちんと取られることが、そういった人口流出を防ぐ一つの方策にもなるのではないのかなというふうに私は思っておりますので、是非、色々な方面から、今すぐという考えは、もちろん私はないんですけども、近い将来そういったこと考えながら、こういった条例について前向きに検討されていくという考えはないのか、最後にお聞かせ願いたいと思

ます。

議長 副町長。

副町長 それでは、お答え申し上げたいと思います。先ほど、お答えしましたとおり、当然、その公契約が平取町にとって、どういう公契約が相応しいのか、或いは先ほど申しましたとおり、総合評価方式の入札形態が相応しいのか、これらにとって、こういう小さな自治体にとってどういう方法が一番いいのか、先ほど申しましたとおり、時間をかけて前向きに検討してまいりたいというふうに思いますので、一つよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長 10番大崎議員。

10番大崎議員 続きまして、3問目の今後の病院運営のあり方についてというところで、お伺いしたいと思います。先ほど、事務長の方から、病院のあり方については、検討したいというお話がありました。また、振内診療所については、存続したいというお話がありました。それで、一番最初の方のお答えで、一般会計から病院の会計の方にどのくらい繰入れるのが許容範囲なのかなというものが、交付税プラス病院に対する交付税プラス人口1人当たり2万円程度というところで、2億6千万程度ではないかというお話あったと思うんですけども、その目標実現するためには、やはり先ほど言った病院の規模のあり方というのは、きちんと考えていかなきゃならない部分だと思います。それで、町政執行方針の中でも、このプランというか、病院のことについて色々見直しを行いますよというふうに述べられていたんですけども、この見直しのことなんですけれども、これ、果たして病院内の人間だけ行うのか、或いは病院と役場の人間が集まって検討されていくのか、或いはある外部の有識者など、或いは一般町民など加えた中で喧々譁々、検討されていくのか、そこら辺の具体的な内容ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、ご質問にお答えいたします。病院改革プランのことだと思うんですけども、今年が3年目で、町政執行方針につきましては、計画の見直し等々町政執行方針の中で、述べておりますけれども、実際に3年目の数字を見ますと、赤字の関係も当初より増えてきて、色んな数字ばかりでなく、病床数とかも検討しなければならないということで、考えていたところなんですけれども、いずれにしても、当然これは、策定した病院だけでなくやっぱり町長部局、或いは改革プラン等の委員の方も含めて、当然検討していかなくちゃならないかなというふうに考えております。以上です。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

改革プランの、今まで検討されていたメンバーの方々というのは、どういったメンバーの方だったのか、お聞きかせ下さい。

議長

病院事務長。

病院事務
長

改革プランの検討委員会の方ですね。過去の団体名で申しますと、これまで自治振興会の役員の方とか、福祉施設の関係者の方とか、過去に事務長やっていた方、それから、福祉団体の代表者の方等々、委員としてお願いしているところがございます。以上です。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

町民の方も入っていると言え、入っているんですけども、それに、役場の方、専門的な知識を持った方もやっぱりおられなきゃ中々、その検討というのは難しいのかなというふうに思ってますんで、それは、当然のことなんですけども病院関係者、或いは役場の関係者、今言った振興会並びに福祉関係の方々とか、色々な方々でもう一度、本当に平取の病院の規模のあり方については、是非、検討して行っていただきたいと思います。それと、もう一つ、検討の中で、やはり病院のあり方もそうなんですけども、今の病院の設備、建物自体も、やはり老朽化してきているのも事実でございます、そういったものについても、やっぱり将来的に、何時、どうしていくのかということも、きちんと決めていかなければならないもう時期にはなってきたんじゃないのかなというふうに思っておりますので、若干、総合計画の中で、触れられていた部分もあったのかなというふうには思っていたんですけども、そういったものも合わせて検討していくのか、どうかも伺いたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

病院の改築につきましては、今、議員おっしゃったように、後期計画で27年度で調査設計という形で、載せさせていただいておりますけれども、その年になって、すぐにやるということも不可能ですので、やっぱり今言われたように、予め、何年か前から徐々に準備をしていくことも必要だと思いますので、今の改革プラン等の検討と合わせて、病院の改築問題につきましても、当然規模が検討されますと、病院の改築内容も一定方向も決まるかなと考えておりますので、合わせて今から準備していく必要があると思います。以上です。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

それと、私、振内の診療所の存続の有無についてもということ、私、しゃべったんで、質問の中で、しゃべったんですけれども、事務長の方からは、そのまま存続したいとお答えがあったんですけれども、ただ、実際問題、診療所が確かにあることは地元の方にはいいんですけれども、その経営のことを考えると、どうしてもちょっと、私は、今の国保病院に一本化した方が経費的なことも考えると一本化した方がいいのではないかなというふうに思っております。それで、決して振内の振内地区にいられる患者さん方をないがしろにしるという意味ではありません。やはり、振内の患者さんの送迎を頻繁にきちんと対応して行ってあげるとか、そういった条件を前提にということなんですけれども、本当に振内の診療所が、今のままやっているとやら、私、お医者さんの呼んでくることに関して、非常に難しい状況になってると思うんですよ。それと、今回の予算で、振内の診療所にお医者さん呼んでくるのに、新たに500万、去年より上積みされてたという説明もあったと思うんですけれども、確保に非常に苦労している、そして、更にお金が加算でいくという部分、それを考えると、私が、先ほどから言っているとおりに、振内の診療所については、本町の病院一本化にしていくべきだと思っているんですけれども、そこら辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、私の方から申し上げたいと思いますが、振内診療所については、現在、週3回ほど、特定社会医療法人であります、2つの病院から医師を派遣していただき、診療所の運営を行っております。出来れば、町立病院3名の固定医を4名として、従来からやっておりました、本院から派遣することが望ましいということで、現在医師の招聘を行っているところでございます。そういったことで、診療所の統廃合の関係については、21年度の振内診療所の収支では、約2千万強の赤字ではありますが、仮に廃止をして、足の確保をするということになれば、バスの問題、また委託をするという方では、更に経費がかさむことが予想されます。そしてまた、今後、高齢者の施設も計画しておりますし、更には、地域医療を守るためにも、診療所の見直しについては、慎重を期することが重要ではないかというふうに考えておりますので、今のところは、廃止するというについては、考えておりませんので、ご理解願いたいと思います。

議長

10番大崎議員。

10番

十分、町長の考えも分かるんですけれども、ただ、町長、施設、認知症の方々

大崎議員 グループホーム、振内に造るといった時に、私どうしてお医者さんのすぐそばにしないんですかとお話したと思うんですけども、町長その時、救急車で40分も、50分も、あれば行き来できるでしょって、おっしゃいましたよね、私は、逆にそれだったら、振内の診療所廃止してもいいのではないかというふうに思ってます。それと、多少患者さんに、デメリットあっても、病院の経営のためなら、こう物事を進めていくという部分がある、そういう考えがもしあるんでしたら、院外薬局するのも、患者さんにはデメリットになる部分も多いと思うんですけども、そういったこと進めていくということは、振内の診療所なくしても、多少患者さんにデメリットかかっても、良いという考え方と結び付かないですか。

議長 川上町長。

町長 地域の均衡ある発展を図るために、そういうことで、高齢者の福祉施設を整備するというところで、やはり、最低限、診療所という週3日でありますけれども、日中はそういう形で、あることが望ましいということと、また、夜間の場合については、本当に20分から25分くらいで行けるという部分もありますし、それと、振内には、救急救命士が常に常駐しております。そういった形では、何かあれば、そういう施設にも行けるというような、二重の体制の中でやるためにも、やはり、これは、必要だというふうに考えておりますし、また、これをなくすということになりますと、ますます、過疎に拍車がかかるのかなということもございますので、これらについては、やはり、地域の合意と言うか、ニーズも必要でございますので、今それについて、廃止に向けて検討しますということは、言えないかなというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

議長 10番大崎議員。

10番大崎議員 診療所のことに関しては、そのまま継続という、町の考え方、もうまるっきり病床数の変更などは、病床数の変更という部分は考えますけれども、診療所の存続の有無ということについては、検討されないということの理解でよろしいのでしょうか。

議長 川上町長。

町長 当面は、そういう形で廃止するという考え方ではなくて、出来るだけ地域にそういった診療所があることについて、望ましいというふうに考えてございますけれども、そういう中長期展望にそういう計画の見直しの中では、当然そういったことも協議の中に入るかと思っておりますけれども、それらについては、そうい

う病院改善プランの検討委員会だとか、或いは内部のワーキンググループもありますので、そういった中では、長期展望にたっては踏まえながら、やはり考えていかなければならないというふうに考えてございます。以上でございます。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

一番最初の方で、私言ったんですけれども、平取の予算の規模、大体50億前後の中で、3億円程度ずつくらい多分将来負担していかなきゃならないであろうという部分の将来的な町に掛かる負担ということやっぱり考えますと、近い将来、今すぐということではないんですけれども、やはり、振内診療所のこともきちんと話し合っていかなければならない事項だとは思っております。先ほども、言ったようにお医者さんの確保の難しさの問題、そういったものも考えると、本当に4人体制で出来るのかといたら、非常に4人確保と言うのも難しい現実問題、難しいところだと思うんですよね、ですから、そこら辺のことも考えて本当に町でどこまで出来るのか、決して命をないがしろにしるとか、そういった気持ちは毛頭ありませんけれども、本当に、町民の人が安心して、かかれる病院一本になってくれれば、私は、いいのかなというふうに思ってますし、若干、その振内診療所の方でも、患者さんが若干減ってきている部分もあったので、そういうところも考えるとやはりそろそろ、どこかで決断しなきゃならない、色々地元に残してあげたいという気持ちは十分分かるんですけど、それも分かるんですけど、地元に住んでいる人は、もっと私が思っているよりも、もっと強く要望するとは思いますが、ただ、いつまでもそれが続くとやっぱり限らないと思うんですよね、そこら辺を十分加味しながら、将来に向けて考えていただきたいというふうに思っております。それで、あともう一つ、どうしても触れなければならない部分というのがあります、院外処方の部分なんですけども、ジェネリック医薬品を普及して、高めていきましょうというそういう国の方針があって、国も目標値を据えて将来的にやっていきましょうという動きがあるようなんですけれども、早急にそこまで、ジェネリック医薬品が果たして普及していくかどうかというの、まだまだ不透明な状況だと思います。当面、患者さんの負担がやっぱり増える事になると思うんですよね。そういった中で、今後の例えば、国保会計にどのような影響があるのかとか、そういったこと試算されているのか伺いたいのと、病院にとってそのプラス、マイナスという、そういう議論とか、そういう説明にちょっとなってきた部分があると思うんですけれども、その町全体にとって町の財政の、大きな町の財政としてみて、プラス、マイナス、メリットあるのか、ないのかと言う部分も、今後説明会してく中では、そういったものも必要なんじゃないのかなって思ってますので、そこら辺のことについてお伺いしたいと思います。

議長

川上町長。

町長

私の方から、院外処方 of 基本的な考え方の総論的なことを、申し上げたいというふうに思います。まず、第1点目は、国では医療費の抑制を図るために、後発品、いわゆるジェネリックの使用目標数値を2012年、来年でありますけれども24年には、30%に下さいというふうな指導があります。それで、町立病院については、現在12%にとどまっております、今後、国の指導の下に更に促進が図られるものというふうに考えてございます。それで、病院内での先発品と後発品の二重在庫を抱えるということについて、考える時に、病院の健全化に影響が出てくること、また、これ以上病院の赤字を出さないためにも、中長期的に考える時に、今の時代にあった仕組みに変えていくことが、必要というふうに考えてございます。それと、2点目には、確かに院外処方をする患者さんの二度手間、或いは負担が増えるということは、確かにあるかと思いますが、中長期的に考えますと、ジェネリックに変わることによりまして、逆に負担が減ることになりますので、院外処方のメリットをいかにしながら、また、病院の経営の健全化を考える時に、決断をしていかなければならないというふうに考えてございます。また、院外処方により、人件費の削減、また、服薬指導等で650万から700万程度の推計でありますけれども、健全化を図ることが出来ますので、病院の健全化に大きく貢献するものというふうに考えてございます。また、後発品のジェネリックの普及が進みますと、これは、国保会計の医療費の抑制にも繋がってまいります。21年度には、国保税の見直しについて、資産割の関係も軽減しながら対応してございますが、最終的には、目標としてできればお年寄りの方、或いは自営業の方については、国保税の方が多いわけですけれども、管内的にも税が高いという中で、こういう形で町も積極的に院外処方というか、ジェネリックの使用を進めながら、国保会計の財政を抑制しながら、少しでもこの国保税を引き下げながら、全体が、恩恵をこうむるような形を考えておりますので、そういった面で、大所高所からのご理解を願いたいというふうに考えておりますので、総論的な形で、考え方を申し上げたいと思います。

議長

只今の質問の中に、国保会計等に関わる比較というんですか、影響というんですか、その方面についての答弁は、町民課長。

町民課長

それでは、大崎議員の質問にお答えしたいと思います。院外処方に関わる、国保の会計に影響があるかどうかということでございます。それで、当然院外処方にしますと、算定する調剤の診療報酬点数と、それと院外処方となる調剤薬局が算定できる診療報酬点数が異なること、また、調剤だけを見た場合、その算定方法も投薬日数や、処方の仕方によりまして、算定基準が細分化されることから、病院で掛かる投薬料より、算定点数が高くなります。医療費としては、

保険者負担、それと患者負担が増えるものとされております。しかし、先ほど町長も言われましたように、医療費適正化に向けた取組みの一つといたしまして、後発医薬品、ジェネリック医薬品がございますけれども、使用促進を図るため今年から調剤薬局から薬を貰っている、国保の方々に対しまして、通知可能な方に、個別でお知らせしているところであります。長期にわたって薬の投薬を受けなければならない方には、その通知を活用していただいて、自己負担の軽減、強いては、医療費の抑制に繋がるというご理解を得ていただきながら、医療費の抑制に努めていきたいと考えております。また、後発医薬品でありますけれども、現在使用促進の個別通知作成に当りまして、調剤レセプトデータを分析いたしておりますが、現在、今回通知しております被保険者の処方されている薬の全てジェネリック医薬品に変更された場合、最大効果といたしまして、約100万円、これは10割計算でされておりますけれども、今回通知している中で、100万円の削減が見込まれる分析となっております。そういうことで、100万円ということになってございます。以上で説明終わります。

議長

10番大崎議員

10番
大崎議員

簡単に、ちょっと話していただきたいんですけど、結局、ジェネリックをちゃんと受けて、やっていたら100万円減るといふ今のお話だったんですか。

議長

町民課長。

町民課長

ジェネリックを皆さんが利用していただくと、これだけの金額が軽減されるということになります。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

ジェネリックが広がってからの試算を私は言っているんじゃないくて、今、中々その30%までいくのは大変でしょという話の中で、今、例えば、昨年度1年分の中で、その患者が院外薬局にしたために、どのくらい負担、国保の方で負担が増えるんですかねというお話をしてるんですよね、完全に30%とか、ジェネリックがそれだけ普及したらという話ではなくて、そこまでいく経緯のちょっと話で、今現在どのくらいになって、それが、今のジェネリック普及しなかったらどの程度になるんですかという、国保に影響あるんですかというお話を伺いたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

今、院内薬局で貰っている場合、1錠剤の場合でございます。それで、院内で

貰っている方が、初診料 270 点という点数があります、270 点金額にしますと 2700 円になります。この方が、月 28 日分なんですけれども、初診料とそれから、処方料これが 42 点、そうしますと院内薬局で貰ってるこの 1 剤の割合で、28 日分貰ったとしますと、5400 円の金額が掛かります。この 5400 円の金額、3 割負担なんですけれども、総体の金額で 1 万 1850 円掛かります。これの 3 割負担にしますと、3560 円になります。それと、院外薬局にしますと、それぞれの点数に掛かります。負担される、増える分それについても、薬剤服用管理料というのが、新たに 30 点付きます。薬剤院外処方に掛かる料金につきましては、それぞれの金額が増えるところもありますけれども、その総体にいたしまして、1 万 3500 円掛かります。その 3 割負担ということで、当然 4050 円。院内から院外に変わった場合に、個人負担につきましては、490 円上がるということになります。ということで、それぞれ、個人負担につきましては、450 円が掛かるということになります。それで、ジェネリック使った場合、総体の合計額でいいますと、1 万 1360 円で、個人負担の割合が 3410 円になります。そうしますと、院外薬局でした場合に、このジェネリック使った場合は、個人で 150 円安くなるというふうになってございます。以上でございます。

議長

10 番大崎議員。

10 番
大崎議員

個人負担増えるということは、端的に詳しく教えてくれたんですが、よくわからないです私も、個人負担、患者さんの個人負担増えるということは、やっぱり国保に入っている人が多いので、国保会計にも影響があるんじゃないですかということなんです、今まで院内処方では貰ってた分、院外処方では処方箋料など、こう新たに負担される部分が、今のそのジェネリックのパーセンテージの中でいったとして、国保会計にどのくらい、今現在それがすぐ院外処方に切り替わっただけで、国保会計の方に影響あるのかどうかという部分を教えてほしいんですけど、そこまで難しいんでしょうかね。

議長

休憩します。

(休憩 午後 13 時 47 分)

(再開 午後 14 時 10 分)

議長

再開します。休憩前に引き続き、理事者答弁を求めます。副町長。

副町長

それでは、只今、大崎議員からご質問がありました、院外薬局になった場合の国保会計にどの様な影響を及ぼすのかというご質問の内容でございますけれども、只今の町民課長ご説明をしたとおり、院内で調剤をした場合と、院外で

調剤をした場合、当然、院外の調剤の方が490円ほど高くなるというようなご答弁がありました。この状況でいきますと、当然、現在の国保会計に及ぼす影響というのは、会計そのものについては、高くなる、医療費が高くなるというような状況になろうかなというふうに思います。及ぼす額、影響額については、国保の被保険者の中で、院内薬局に掛かっている被保険者と、院外薬局に掛かっている被保険者どの程度いるのか、抽出して実態把握しないと額的には把握を出来ないというような状況でございますので、これらについては、町民説明会までに、きっちり内容を精査して、ご説明出来るような状況にしておきたいというふうに思っております。ただ、はっきり言える事は、同じ状況の中ですと、一つの例として490円高くなりますよということですが、当然院外薬局ですから、民間の調剤薬局が入ってくることになりますので、ジェネリックの普及割合というのは、町立病院の12%よりもっと高い、一般的にはもっと高いということになりますので、当然ジェネリックの利用というのが、利用拡大というのが、考えられますので、その辺の使い方によっては、必ずしも高くなるという状況にはならないのではないかなというふうに考えられます。以上、お答えを申し上げたいというふうに思います。

議長

10番大崎議員。

10番
大崎議員

はい、分かりました。今後、その説明会あるということなんで、今、副町長もおっしゃられたんですけども、特に病院の部分ってやっぱり難しいと思うんですよ、分かりやすく、細かく説明したように思っている、一般、その患者さん方にとっては、本当にどうなのというのがちょっと分かりづらいその点数の、今の院外処方ですとか、例えば投薬指導とか、そういった言葉が耳慣れないのと同時に、その点数制度とかも良く分からないところがあって、やっぱり一般の方々には、取っ付きづらい部分だと思うんで、是非、今後説明会あるということなので、その部分では、きちんとそのデータももちろん根拠となるデータもきちんと精査するのはもちろんなんですけども、分かりやすく住民の方々に、本当にどうやっていけば病院なり、或いは町全体にとってプラスになるのか、或いはマイナスになる部分ももちろん公平に情報、先ほど情報の話もありましたですけども、やっぱり一方的な良い部分の情報だけじゃなくて、デメリットの部分もやはりきちんと住民に対して、説明していく責任があると思いますので、そこら辺は、これからの説明会に向けてきちんと精査して、もちろんデータも精査して、メリット、デメリットも精査して分かりやすくやれることを望みます。

議長

副町長。

副町長

只今の大崎議員からのご指摘がありましたとおり、今回の町政執行方針の中に

も記載をしておりますけれども、町民の理解が得られるために、懇切丁寧な説明を行っていききたいということで記載をしております。こういうようなことから、なるべく早い時期に説明会を開催できるよう内部資料を整理をしながら、町民の皆さんの理解を求めていききたいというふうに思っておりますので、一つよろしくお願いをいたします。

議長

大崎議員の質問は、終了します。続きまして、3番丹野議員を指名します。3番丹野議員。

3番
丹野議員

3番丹野です。貫気別市街地の開発について、町長は、議会会議の中で三地区均衡ある発展を遂げるとよく申しています。三地区とは本町、振内、貫気別の三地区だと思えます。どうみても三地区均衡ある発展とは思えません。本町におかれましては、施設かつら園、図書館、公民館、また振内地区においてはこれからグループホーム2ユニットを営林署跡地を改修して造られるようです。また荷負地区におかれましては、学校統合跡地でデイサービスの施設が計画され24年度には、施工するという事です。また二風谷地区につきましては、今年度温泉のボーリングをし、新築をするということでもあります。さて貫気別地区ですが、これまで診療所がありました、医師がいなくなり、その後自治会との話し合いでは医者が見つかれば次第直ちに開業するという事でした。また、貫気別支所、生活館周辺ですが、崩壊した空屋があり職員住宅は何年も住まない状態で放ってあります。また、その前の駐車場ですが、大きな葬儀があると駐車ができず、周辺の方々に非常に迷惑をかけています。また、貫気別の中心地にあるためイベントがその駐車場で行われることが多く、その時も車を止める所がなくて大変困っています。貫気別地区で、貫気別町づくり計画というのが何年前に私が中心となって作りました。その時に駐車場を広げ、イベント会場も作るというような計画がありました。それもそのまま何もされていません。また中学校、貫気別中学校ですけれども、来年度統合ということで決まりましたが、跡地については、何も決まっています。その中の話の中で、更地にして建物壊すという意見がありましたけれども、折角の建物ですので壊すことなく再利用したらよいのではないかと思います。色々述べましたけれども三地区均衡ある発展とは思えませんので伺います。

議長

町長。

町長

それでは、丹野議員のご質問にお答え申し上げますけれども、日頃から地域格差のない均衡ある発展に努力をしているところでございまして、特に貫気別地区については均衡ある発展の一つということで本町バイパスの道路、或いは振内の国道が拡幅整備されたように、これまで自治会から強い要望がありましたように道道平取静内線、特に貫気別の市街地道路の整備を最優先課題というこ

とで、これは北海道はじめ関係機関に強く要請をしたところでございまして、その結果として中々予算が付きづらい、これまでも中々難しい条件にありましたけれども平取静内線貫気別の道路の改良事業については、平成22年から交付金事業というようなことで延長590m、内橋梁については120mが実測、実施設計、用地買収が実施されておりました、24年度から橋梁から工事が着工される計画でございまして、予算が順調に措置されますと平成27年に完成予定でございます。また、地域の要望ということでこれまで振り返ってみますと道路沿いの街灯整備もしていただきたいというようなことで、これも立派な街灯も作っておりますし、また道路沿いには公衆トイレということでバスの待合所を何とかしてほしいというようなことでそういった要望に応じておりますし、また福祉施設については、振内より先にやすらぎ荘を整備しながら自治会の要望に応じてきたところでございます。次に、診療所の関係でございますけれども、これらについては、やはり非常に医師を見つけるということは非常に並大抵ではないということで現在については、旧小橋医院がなくなった時点から病院の患者輸送、送迎車を振り向けながら対応しているところでございまして、従いまして貫気別にですね、そういった形で派遣というのは、中々難しいのかなというふうに考えてございます。それから生活館周辺の整備の関係であります、貫気別生活館の駐車場が手狭で葬儀はじめイベントの開催時は駐車場が狭いということでございますが、今後生活館の周辺の職員住宅の空き住宅或いは、個人住宅の状況等を見ながら自治会とも協議をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。最後に中学校跡地の利用については、これは自治会ともお約束しながら2月の23日に自治会とも協議をしておりました、要望では貫気別中学校校舎、屋体並びに教員住宅を含めた利活用についての要望がございますが、校舎それから体育館については、それぞれの耐用年数が過ぎているので、危険なため早期の解体要望というような声もございます。しかしながらこれは丹野議員の質問のとおり壊すのは簡単であります、有効活用できないかどうかひっくるめて、また3月中にまた自治会とも協議することになってございます。いずれにしても平成23年の11月に閉校式を行う予定でございますので、それまで利活用のある程度の方角性を出すことで協議をしてみたいというふうに考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

議長

3番丹野議員。

3番
丹野議員

貫気別町づくり計画というのが、何年か前に作ったと先ほど申しましたけれども、その時には総合計画にパークゴルフ場貫気別に建設というのがあったんですけれども、途中で消えているんですけれどもその辺については。

議長

町長。

町長 それらについても私の手元にそう言った実施計画のプランというのもございますけれども、今後、均衡ある発展のために本当に今何が必要なのか、これからやはり、あれもこれもできないわけでございますので、これまでも色々と懸案となっております市街地の再開発を最優先にしてきたところでございますし、また自治会ともまた色んな協議を進めていく中でどうしても必要なこと、町の方で出来ることがあれば、これは総合計画のローリングの見直しの中に組み込みながら対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 3番丹野議員。

3番 丹野議員 先ほど、診療所のことも言いましたし、パークゴルフ場ですけれども、事業計画に入っているというんですけれども、先ほどまで聞いていますと町長は、振内地区は診療所が必要で、貫気別は病院はいらないような、どうしてこういふかと申しますと、中学校が統合なりますと10家族ぐらいが減るということで、人数的にも貫気別も非常につらい、商店街もつらい立場になります。そのためにも何とか均衡ある発展というか、何とか人の集まる、どこもそうだと思いますけれども、それと5カ年の後期5カ年の計画見てもそのような、貫気別に何かできるとか、どうするというのが一つも入っていないんですよね。ですから私としても限界集落になる前に何とか町にお願ひして、色んな施設なり、人の集まるものを作ってほしいという意見です。

議長 町長。

町長 先ほども診療所の関係についても週一回程度でも出張診療できないかというようなことではないかと思ひますけれども、現在閉鎖されております旧小橋医院の跡をそう言った形で可能かどうかということではありますが、前段申し上げましたように結論から申し上げまして、最近は本当に固定医というのが非常に難しい、医師の確保が大変難しくなっております、本来であれば振内診療所についても固定医を招聘できず何とかお願ひしながら札幌の二つの病院から医師を派遣してもらっている状況でございます。そういったことで本来であれば本院に3名から4名の固定医を配置しながら、振内町に固定医ということで配置したいところではありますが、なかなか医師の確保ができない状況からいってもさらにそう言った形で貫気別にもということになりますと現実的には難しい面があるのかなというふうに考えてございます。いずれにしても地域の要望の関係については、昨年の12月の15日にも自治会長と町長の懇談会という中で、そういう議題の一つに、本当に道道の拡幅の整備の関係についても申されておりました。そういう中で今後そういう福祉施設の設置の関係、或いは

この旧小橋医院の後の利用についてもどういう形の利用がいいのか、これらについては、時間をかけながら一定の方向性を出しながら、町の方で可能なことについては、全力を挙げてそういった活性化のために努力をしてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

丹野議員の質問は終了しました。続きまして、9番鈴木議員を指名します。9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

9番鈴木です。先ず、第一点に臨時職員の賃金について伺いたひと思ひます。2月の週報でございますけれども、臨時職員の募集の記事が週報にあったわけでありまして、三箇所で書かれていたと思ひます。そのいずれもが1日当たり6千円という内容でございます。官庁においては、民間と違ひまして、民間も日曜日は休みますけれども土曜日、或いは祝祭日休まないというところもあろうかと思ひます。そういうことでは、本当に私も4月から3月いっぱいまでの暦めくって数えてみましたが、平均にしてだいたひ1カ月20日程度しか勤務できるようなことにしかならないと、そういう状況の中で6千円ということ単純にかけましても、12万円程度と、それから年金とか共済費の一部も持つてありましようから、手取りは本当に幾らになるのかと、10万程度にしかならないのかなと、そういうことになりますとね、やはり当然のことですけれども、将来に対して希望をもって仕事に取り組み、そういうような状況にはやっぱり到底届かない、ましてやさらに自立した生活ということについてもおぼつかないんではないかという賃金にしかやはりならないというふうに考えざる得ないところであります。募集の要項では、就労時間も正職員の皆さんと同じ時間帯ということで、見受けました。そういうことでありますので、町の姿勢として臨時職員はもとより、業務委託も含めて官制ワーキングプアと言われる状況を作り出さないということを町の基本に据えた賃金体系を改めて考えるべきではないのかということをお願ひしております。そういったことから臨時職員の賃金について、再検討されるよう求めたいと思ひます。次に、年少扶養控除等の廃止に伴う負担増に対する対応についてということでございます。子ども手当の財源確保のためにということで、所得税の控除から今年1月より年少扶養控除が廃止されまして、また特定扶養控除も縮減されているわけでございます。廃止等による増税に伴って、保育料等に影響が及ぶと考えられるわけでありまして、その影響については、どれほどというふうに考えられるのか。また、子育て支援の一環として対応策を講ずる考えがあるのかその点について伺いたひと思ひます。

議長

総務課長

総務課長

ご質問であります臨時職員の賃金単価の見直しといたしましての待遇改善に

関してでございますけれども、臨時職員ということにつきましては、地方公務員法、そして平取町の定数外職員の取扱規則等に基づいて現在のところ任用いたしているところでございます。また、臨時職員の任用及び労働条件におけます賃金額、そして勤務時間、休暇等につきましても只今申し上げました平取町定数外職員の取扱規則と平取町定数外職員の人事給与等運用方針に基づきまして取り扱っているところでございますけれども、臨時的に任用を行うことができる場合といたしましては、一つといたしまして緊急の場合であります。このことにつきましては、災害の発生など緊急に職員の任用を必要とする場合ということになっております。また二つ目といたしましては、臨時的な業務の繁忙等の事由に基づきまして、職員の採用を行う場合ということになっております。ご質問にございました平成23年度における臨時職員の公募ということにつきましては、只今申し上げました任用できる要件といたしまして、業務の繁忙等の事由に該当してまいりますけれども、また合わせまして長期にわたる不況のもとで揺らいでおります雇用対策の一環というようなことで、地方交付税で措置されました地域雇用創出推進基金の活用を図るべく職員採用といたしまして、平成22年度に引き続き行うものとなっております。現在の町におけます臨時職員につきましては、この緊急雇用対策事業での職員、文化的景観事業での事務職員、へき地保育所の業務補助員、貫気別生活館、そして振内町民センターにおけます清掃職員等ということになっておりますけれども、これら職員の賃金額につきましては、日額及び時間給というようなことでそれぞれ町長が定める額について支給をしているところであります。一般事務職員におけます賃金額を対象というようなことでお答えをさせていただきたいと思っておりますが、一般事務職員につきましては、日額といたしまして平成22年度においては、5800円、それで23年度ということにつきましては、只今のご質問の中にごございましたけれども6千円というようなことで予算計上をいたしております。この議会、予算議会において、予算審査特別委員会の中でもご審議を願うということにしておりますけれども、ご指摘の賃金単価が税額であるということにつきましては、私どもにおきましても決してこの単価が社会経済情勢等に鑑みましても十分であり、また妥当な額であるということは考えていないところであります。しかし、健全財政を維持していくということでは、総体的な経常経費の削減を図らなければならないこと、また賃金単価としてこれまで設定してまいりました経緯等を踏まえながら現在の単価を予算措置している状況であります。町といたしましても町内における雇用及び所得等の拡大を図るということについて、町施策の基本としなければならないことは当然のことであるというふうには考えており、臨時職員ということではなく正規職員として採用の上、思い切った雇用政策を展開することができるのであれば実行してまいりたいのでありますけれども、只今申し上げましたとおり、財政健全化の維持を図る上において経常経費の削減といたしまして人件費、そして賃金をはじめといたします、物件費の抑制に努めなければならないということも事

実であります。特に、平成17年度に総務省が定めました。行財政改革の指針となるべく集中改革プランに基づき地方公共団体における職員の定員管理の適正化、経費節減等の財政効果を的確に図らなければならない、それを基に当町におきましても行財政改革推進計画を定める中で、職員採用枠の抑制をこれまで実行してきているところであります。このような状況において清掃業務等の臨時職員を除き、一般事務職員ということにつきましては、将来ともに平取町職員として採用していくという考え方には至っておらず、あくまでも短期間での雇用としているところでありますので、この点ご理解を頂きたいというふうに存じます。雇用の形態といたしましては、以上のとおりということになりますが、現在の賃金単価額の在り方につきましては、社会経済情勢の動向、近隣町村等の均衡、経常経費の節減、そして町職員全体におけます給与費等の整合性などについて、調査等を行う中で賃金水準の妥当性を検討させていただきたいというふうに考えておりますので、そのことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

只今の質問の2点目についてご答弁を申し上げたいと思います。今、鈴木議員からご質問がありましたように、そう言った意味では、子ども手当が月額1万3千円ということで支給されることに伴いまして、23年度から年少扶養控除がなくなるということで、所得税につきましては、38万。個人住民税につきましては、33万という控除がなくなるということのご指摘でございます。当然そう言った形の中で扶養控除がなくなりますとそう言った意味では、それぞれの所得に大きく影響が出てくるということの内容になってございます。今ご指摘がありました、実は保育料のことのお話でございますけれども、保育料につきましては、平取町乳幼児保育規則という規則の中に保育所の徴収金基準額表ということでその中でこの保育所の金額を、保育料の金額をそれぞれ設定しているところでございます。第1段階階層から第8階層までということで、生活保護世帯を第1階層としまして、最高につきましては、所得税が73万4千円ということで第8階層ということになってございます。今ご指摘がありましたように、当然にして年少扶養控除がなくなるということになりますと、そう言った意味では所得が上がる形になりますので、そう言った形の中ではこの階層の中にある方々の中で、もしかすると階層をまたいだ形の中で、それぞれ保育料に負担が強られる形になってくるというような想定がなされるかなというふうに思っております。ただ、こういった中でこの階層につきましては、それぞれ8段階ございますけれども、今、国の方はこの年少扶養控除の廃止に伴ってこの保育料の基準額についても各階層の見直しをするという情報がございまして、そう言った意味では町としても今のところこの階層を維持して行きながら新しい国の階層が出た場合、それに対応するべく対応していきたい

なということが1点と、もし階層の中で大きく動いた中で、保育料に大きく跳ね返りが出るような形があるのであれば、その時にはそういった形で整理をしていけばなと思っています。今、保育料だけですけれども、この階層のそれぞれに上下する者がいるというようなことも想定されますけれども、町の軽減措置も先ほど来、町長の答弁の中にもありましたけれども、町の保育料の軽減措置を実はしております。今の段階で行きますと、平取町内に通っている子供たちの総額で1100万程度、保育料の軽減措置も町が図っておりますので全体的にこの後国がどういう階層の設定の仕方をしていくかによりながら、その辺を見極めながら、もし子ども手当で増税的な今回の内容が大きく影響することになれば、町の内部で検討しながら調整をしていきたいと思っておりますけれども、今のところ扶養控除がなくなるということで、24年度からは住民税も無くなるということでございますので、影響出てくるということも想定しながら対応策を国の出方を見ながら検討していくという考え方で整理をしていきたいと思っております。以上です。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

それでは、臨時職員の賃金について再質問をいたします。答弁の中で22年に比較して23年度は1日当たり200円上げているということでございます。予算説明資料等を見ても嘱託職員報酬等の中でも、大体5万円から多いところでは、8万円というような形で考えられて、上げられているのかなというふうに見受けております。この200円というのは、単純に20日間とすればそれでも年間4万円、5万円ほどですか、には近くなるのかなと思っておりますと臨時職員また、嘱託職員の上げ幅と、やや似た形で考えて対応されているなというふうには見ております。ただ、先ほども言いましたけれども、日給6千円という形の中では、答弁の中でも妥当とは考えていないという、ただ諸般の事情があるよということでありました。その辺のことについては、当然そういうお答えをされると思っております。ただ、どうしても実際にそこに書かれている応募の状況、先ず何書かれているのかといいますと、町内に在住して通勤可能な方ということも入っております。それから、ワープロが使える方というようなこともよく書かれております。そういうことでは、職場に近い所に住んでいけば別なんですけれども、やはりそうでなければ車で通わなければならないというのが前提になります。車は誰もが持っているような時代ではありますけれどもやはり持っていないも当然、人によってはまだ払込の最中ということもあったり色々な条件あります。ガソリン代の一部は手当でされているとは思いますが、そういうことを考えていきますとやっぱり6千円というのは、あまりにもやっぱり何というか、生活の実態に合わないということにならんのかというのが私の論点であります。しかし、そういうことにも関わらず何か聞こえてくるころによりますと一定程度の方々が、人数の方が応募されたというふうにも聞こ

えるようなところもあるわけでありましてけれども、今回そう言った意味では、どの程度の応募があったのかなということ、また、男女別或いは、年代別にはどういう階層の方が応募されたのかな、そしてまた先ほど課長の方からは今回については、雇用対策の一環ということで、基金事業ということの中で短期雇用だということも説明がございました。私はその週報を見たときに、やっぱり4月1日から3月31日というそういう期間が設定されているのを見たときに、さてこれだけ見たんでは、どうなんだろう次年度以降継続してもらえるのかどうなのかということ、受けようとする人の立場で考えるとそこがやっぱり非常に気になるところではないのかなと思うんですけれども、短期雇用ということでありましたんで、改めてその雇用の実態と言いますか、こういう中身のもんですよということについてお知らせいただければというふうに思います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、お答えをさせていただきたいと思えます。臨時職員の募集ということで只今のご質問におきましては、2月10日に町だよりに掲載いたしました町の臨時職員というようなことと、博物館の臨時職員ということになるのかなというふうに思います。それで、昨日この臨時職員の面接採用試験を実施いたしました。その中におきましては、10数名の応募がございまして、年代につきましても20代、30代、40代というようなことで、40代につきましては2名がおりました。残りの方については20代、20代の方が一番多かったんですけれども、20代、30代ということになってございます。それで6千円という賃金単価が、その生活実態に合わないのではないかなというようなこととございますが、先ほどの応えの中でも申し上げましたけれども、必ずしもこれは全く生活実態に合っているというふうには考えるところではないんですけれども、これまでの町としての賃金単価として設定してきた経緯といたしますか、この23年度から6千円というような単価を前年度に比較して200円アップということなんですけれども、この5800円という単価については、概ね10年近く設定してきたというようなこと、その以前が5600円というようなことで、いずれにしても上げ幅が小さいというような実態ではございまして、管内、近隣町の状況だとかも考える中では町としては、予算計上やはり先ほども申し上げましたけれども、経常経費の節減だとかということで総体的に考えていかなければならないということ、これを考慮致しますと、こういう額になるのかなというふうには思っております。それで、この臨時職員というようなことで、緊急雇用対策事業として平取町として、22年度からの継続事業ということでは先ほども申し上げましたけれども、この交付税に算入されているこの基金というようなことで、町としてこれらを活用する中で町有林の枝払い事業、そしてこの臨時職員というようなことで、それぞれこの基金を支

消する中で実施をしていっているということなんですけれども、この一般事務職に関わります臨時職員ということにつきましては、22年度、そして23年度というようなことで継続をしていきたい。するというので22年度に採用した職員については基本的に23年度も採用していくという考え方をしております、その中で22年度で採用した職員の中には、それぞれの事由によって退職される方もおりますけれども、町としては22年度から引き続き23年度も雇用していくということで、それで、22年度から雇用したこの職員については、23年度で打ち切りをしていきたいというふうに考えてございます。それと23年度、本年度新たに雇用した職員については、現在のところは1年雇用という考え方はしてございますけれども、これについてはまた23年度中に色々とまた状況等も勘案しながら継続するか、しないかについては、また検討をさせていただきたいというふうに考えております。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

ご説明では、22年度に採用された方については、引き続き1年間だけということで2年間の雇用をしたいと、また、そういった意味では、この23年度採用される方については、今後検討していきたいという答弁だというふうに理解しております。この緊急雇用創出基金事業、今の社会情勢の中で失業した方々等を仕事を求めている方には、短期的に繋ぎ的の性格をもった事業であるというふうなことについては、私どもも当然理解はしております。ただ、短期的だから、短期的だからこっちが行政の方が仕事何とか確保してやっているんで賃金的にも少し安いけれども我慢してほしい、そういうことにはやっぱり私はならんと思うんですね。結局、今世の中よく言われている、とにかく非正規ばかりが増やされて、若い人たちの3分の1は非正規だと言われるような状況の中で本当に若い人が自立した生活ができないという、本当に大きな社会問題だという、それをこの平取町1町でどうにかできるということではありませんけれども、ただあまりにもちょっとこれでは賃金水準として低すぎないかというのが私の見解であります。そこで私は、先ほど建設課長の方の大崎議員への答弁の中で、業務委託と言いますか、道南バス等へのやり方、指定管理者、そういうことを指して先ほど答弁されたというふうに思いましたけれども、私、きちんと覚えていない部分もありますけれども、何か軽作業的な分についても積算しているもの、基礎になっているのは高校卒業の初任給を基礎にしているというようなご答弁があったというふうに思っている。メモしてある、正確かどうかはもし答弁の中で言っていただければと思うんですけれども、私も実は考えていたのは、この臨時職員の最低賃金といいますか、その考え方を先ほど言いましたけれども、18歳以上パソコンも使える車で通勤できる。そういうことになったらある意味、新卒の高校卒業した方の初任給、町の条例で調べましたら1級の5号俸というんですか、そういうようなことで確か14万200円と

かという数字が出ていたというふうに記憶しております。ですから、20日というところで逆算しますと、勤務日数が20日というところで逆算しますと約1日7千円という数字になろうかなと思います。そういう初期の目安ということでは、少なくとも採用されて新卒で採用される、或いは臨時だけれども採用されるそのスタート時点ぐらいは、同じ単価でスタートしたらどうなんだというのが私の基本的な考え方です。臨時の職員ですから、今課長がお答えになったとおり期限も限られてずうっとというのが中々ないのが実態であります。そういうことでありますから当然正職員とは手当の面、それから昇給とかということについても、最初からすぐ差がついていくということは明明白白と言いますかね、そういう状況にあるわけですから、せめて採用された時の採用条件の賃金ぐらいは高校卒業の初任給と同じまで持って行ってはどうなんだというのが私の今回の質問の趣旨でございます。とにかく最初に言いましたけれども、そこへ持って行ったからといって、まだ官制ワーキングプアということのを免れるような賃金ということには当然ならないんですけれども、先ず第一歩としてそこまで考えることはできないのかということをお話したいと思っております。

議長

町長。

町長

それでは、私の方からご答弁申し上げたいと思っておりますが、ご質問のように臨時職員であっても、せめて正規職員と同じ日額単価でできないかというご質問でございますけれども、先ほど総務課長から申し上げましたように、近隣町村の均衡、或いは経常経費の節減をしながら今年の臨時職員の日額の賃金5800円から6千円に、わずかではありますが引き上げさせていただいたところでございます。私なりに計算ちょっとしてみました。それで大体21日、月額にして、20日であれば12万ですけれども、12万6千円という形で計算をしてみました。21日働くと12万6千円ということで、これは1時間当たりになりますと、うちは7時間45分ですから7.75で割り返しますと1時間当たり774円という形になります。それで、北海道の最低賃金が691円でございます。そしてまた正規職員の高卒の初任給が14万100円でございます。これを1時間当りに割り返しますと834円ということになります。その差が約60円でございます。この度の臨時職員については、先程来お話がありますように補助的な任用というようなことで、業務の内容、責任度合いからいってもある程度の差はやむをえないのかなと、縮まれば一番よろしいわけでございます。それで、これを年額で計算してみますと日額6千円ですから、21日で月額12万6千円ということで、これに手当が基本的には1.7カ月従来は1.5であったんですけれども、6月0.5、そして12月が1ですけれども、これも管内の状況に合わせて少し上げて1.7カ月というようなことで、年間約172万6千円でございます。これからですね、差し引かれる社会保険とか厚生年金とかそういうもの雇用保険の控除しますと、149万4千円

ということで約150万となります。それで、正規職員の高卒の初任給が14万100円でございます。それで正規職員であれば共済の掛金等々の控除額を差し引きますと189万6千円ということで、約190万ということでございますので前段の臨時職員との差150万と190万の差でいきますと、約40万の差でございます。毎年そう言ったことで本来であれば、鈴木議員の言われるように、少しでも縮まるような形で、我々も毎年そういう管内の状況も見ながら、わずかでありますけれども改善をして今日に至っておりますので、ご理解願いたいと思いますし、また今後とも町の財政状況勘案しながらどこまで差を縮められるか、十分内部でも調査研究をしますし、また管内の状況等のある程度勘案しながら見直ししなければならなければ、そういう改善をしてまいりたいというふうに考えておりますし、これまでも人事院勧告は毎年マイナス勧告がございまして、私どもはこの臨時職員、或いは嘱託職員については、これは削減しないという形ですうときておまして、そう言った面では色々な面で配慮してございますし、前段の一般質問にありましたようにこれまでも臨時、或いは短期的な雇用もひっくるめて町としては、最大100名を超える方々を雇用対策に努力してございますので、ご理解を願いたいなというふうに思っております。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

町長のおっしゃられること重々理解できるわけでありまして。緊急雇用の基金事業で冬期間の仕事についても、冬期間仕事の無くなった方に1000万の事業を行って今年の冬は昨年よりさらに多い方々が就労したということも伺っております。ただ、やっぱり私が言いたいのは、先ほど千葉議員の答弁にもあったと思うんですけども、やはり町民の方々が担税力のあるそういう生活のできるような、そういう環境整備するということの意味で町長答弁されている部分というのはあります。これは、そう言った意味ではやっぱり、実はこの臨時雇用と言いますか、臨時職員ということで私今回設定した、質問設定した都合であまり広げられないと思うんですけども、業務委託の人達の賃金まで本当に、町の臨時職員の賃金が上がれば、やっぱりそっちだって上げなければならないという、そういう連鎖反応というのは当然あると思うんです。だから町としては、できるだけ抑えて、抑えるというか全体のバランスという財政のバランスという形の中から考えられているという答弁通りだろうとは思いますが、そう言った意味では、先ほどの町長の答弁のようにどうやってもっと担税力のある皆さんが、安心してこの町に住んでいられる環境をつくるのかと、やっぱりこれ一番行政の一番大事なところだと思うんです。ですから自分が先ほど言った程度のことでは、改善に追い付くとは自分も思ってません。思っていないけれどもせめてそこを第一歩にしないかということをご提案しているわけでありまして。一切できないとか、ということではなくて、今後検討し

ていく含みも含めた答弁頂きましたけれども、是非もう少し前向きな形でかなり長いこと5800円でその前は5600円だと、本当に気の毒な形で仕事していただいたのかなということ、今改めて気づいているわけですがけれども、これからはやはりもう少しそういう町内に本当に安心して住んでもらえる環境をつくるという観点から臨時職員だけでなくやはり、委託の関係の方にも波及したものの考え方も含めて、改めてこの最低をどの程度に町としてやるべきなのか、これを是非再検討していただきたいということを、もう一度重ねてお願いをしたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは、お答え申し上げますが、直接の臨時職員の関係についても、わずかでありますけれども見直しをかけてございますし、また業務委託の関係についても、その都度少しでも、ある程度改善できるような形で実際に取り組んでござります。そう言ったことで、今後どれだけこれらの差を縮めることができるか、我々もやっぱり町民でありますからそういうことは痛み分かりますので、なんとか管内の状況だとか色んな、財政的なこともござりますけれども妥当な数字に持って行けるように、今後調査研究をさせていただきたいと思しますのでご理解をお願いしたいと思います。

議長

9番鈴木議員。

9番
鈴木議員

この件については、終了したいと思います、一つ十分ご検討いただきたいと思っております。次に移ります。この子ども手当の関係については、今予算そのものについては、衆議院通過したということで参議院の方に移っておりますけれども、予算関連法案がまだ通らないというようなことを含めて或いは、また子ども手当法案も、最近修正もありうるというようなことも含めて本当に先行きどうなのかなという思いを持っておられる方が私も含めて多いのではないかなと思います。控除廃止に伴って増税になること、そしてまた24年度からの保育料等に影響が出てくるのかなということ、今課長の方から答弁いただきましたけれども、この法案そのものがどんなになるのか分からないということの中では、当然国の対応についてもまだ何も示されるところではないという状況の中でありますので、そう言った意味では私の質問事態がちょっと時期尚早だったのかなと、ただ言い訳するわけではありませんけれども、2月の25日が質問の通告日だったものですから、最終日ということで、その後の情勢の変化の前ということがありましたので通るんだろうと、通ったとすればこういう問題が起きてくるのかなという前提で考えていた部分がありましたので、お許しを頂きたいと思っております。そういうことで、今課長が答弁していただきましたように、国の方向、対応策も含めて、まだまだこれからということだと思いま

す。そういう中ではありますけれども、取りあえず私伺っておきたいと思えます。手当て法案、どんな形になるかは知りませんが、多分最終的にまるっきり出ないということではないのではないかとこのように考えてございます。そう言った中で、各自治体の対応の中で子ども手当てが支給されるということであればという前提で持って、その町のそれまでの行政サービス、子育て支援のための行政サービスが縮小されてくるようなそういう考え方が出ているという面もあるようであります。そういったことでは、町の子育て支援、或いは就学援助、そう言ったことでのサービスの後退ということについては、是非無いように、かえってサービスについては、まだ平取町が十分やっていない部分もあるのではないかとこのように思っている部分もありますので、少なくとも後退の無いように努めていただきたいというのが1点であります。また、この子ども手当支給、今の法案の中では保育料等について子ども手当から直接徴収できるという内容が、規定が設けられているということでございます。そういうことで、保育料については過去の議会においても高いと感じている実態は多いということで一般質問が行われたという経過もございまして、今日の千葉議員の質問の中にも出ていたところでございます。そういったことで、もしこの保育料の直接徴収ができるという規定がそのまま通ったとしても平取町の対応としては、やはり十分本人と協議のうえ同意に基づいた形以外では行わないというぐらいの対応をしていただきたいなということについて、その辺について質問したいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

只今のご質問でございますけれども、今議員が言われましたように、子ども手当ての部分につきましてもどういった状態なるかというのが非常に今の状況の中では不透明でございます。そう言ったなかでは、担当課としては、もしかしたら子ども手当の支給の部分と、元の手当で払わなければならないというような部分と一応両方の二面立てで整理もしていかなければならないのかなというのは、実は内部では検討しているところでございます。今そう言った話の中で色々な形の中で現在の階層が例えば、一つ階層が上がることによって1万円ぐらいの実は、保育料が変わるといようなことの状況になります。そう言った場合については、国も何らかの形で対応はするという事で階層の見直しを含めてということにはなりますけれども、そう言った中で一応対応待ちということにはしておりますけれども、そう言った形の中で著しく経済的に増えるという部分になった時には、現在もやっておりますけれども保育料の、町の軽減の部分の見直しも含めて連動した対応していければなというふうには考えているところでございます。ですから、この階層の問題については、若干経緯を見ながらということにはなりますけれども、ただ基本的には、今言われていますように、最低限今の保育料からそれぞれに負担が重くならない形の中で町

としても国の制度を見合せながら、対応していけるような検討していきたいなというふうに考えております。基本的にちょっと計算してみますと400万、500万ぐらいの実は所得というか収入の方につきまして、どのように影響があるかということで整理をしてみますと、23年度からは、所得の控除がなくなる。24年度からは、住民税というようなことで大体1人の保育所の子供がいる場合については、400万で5万ぐらい、2人だと11万ぐらいということで、やはり負担が増えるというような状況になるかなというような計算をしておりますので、今後この子ども手当が支給されるという前提で階層変えていくということになりますので、先ほどお話しましたような形の中で、今以上に負担が大きくなる形、若しくは今議員からも言われましたように、更に子育て支援の一環としてもっと対応できるところがないかというようなことも踏まえながら、国の出方を待ちながら町内部で検討もしていきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

議長

鈴木議員の質問は終了します。以上で、通告のありました議員からの質問は、全て終了しましたので、日程第2、一般質問を終了します。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。ご苦労様です。

(散 会 午後15時17分)